

福岡県環境総合ビジョン

(第五次福岡県環境総合基本計画)

【素案 第3版】

【修正履歴】

- 黒字：
- ・ 0511 第1回専門委へ素案の提示・意見への対応
 - ・ 0524 庁内照会の反映（グラフ追加・時点更新）
 - ・ 0625 重点プロジェクト項目案、指標案を貼付
 - ・ 0630 次期温対計画（案）に沿って脱炭素の章の構成変更
 - ・ 0721 第2回専門委へ素案第2版の提示
 - ・ 0810 総合計画素案と合わせ文言統一
（等、取組、一人一人、本県では、西暦（和暦）※グラフ未）
 - ・ 0823 重プロページ（一部）、指標項目ページ追加
- 赤字：
- ・ 0721 第2回専門委意見への対応
 - ・ 0818 素案2版修正版の庁内照会の反映
- 今後対応：
- ・ 第四次ビジョン進捗（0805 庁内照会）の追記

目 次

ページ番号はおって反映します。

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の役割	5
4 計画期間	5
5 計画の構成	6
第2章 福岡県の環境の将来像	8
第3章 施策の展開方向	10
1 脱炭素社会への移行（柱1）	10
2 循環型社会の推進（柱2）	16
3 自然共生社会の推進（柱3）	21
4 健康で快適に暮らせる生活環境の推進（柱4）	26
5 国際環境協力の推進（柱5）	31
6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進（柱6）	33
7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（柱7）	38
第4章 推進体制・進行管理	43

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本県では、「豊かな環境が支える県民幸福度日本一」を目指す「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）」を2017（平成29）年度に策定（計画期間：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）し、これまで各種施策を推進してきました。

その結果、2020（令和2）年度末時点で、当該計画で設定した20の指標のうち、○項目で目標を達成した他、○項目で計画策定時よりも向上する等、順調に進捗しています（詳細は「第四次福岡県環境総合基本計画の進捗報告」（○～○ページ参照））。

一方で、国内外では、後述のような様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、現在の福岡県第四次計画を前倒して見直し、福岡県総合計画（2022（令和4）年度からの5年間）と計画期間を合わせ2022（令和4）年度からとする新たな福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）を策定することとしました。

なお、本計画は、第四次計画に引き続き、SDGsの考え方を活かして策定します。

SDGs（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月に国連サミットにおいて採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、「気候変動への具体的な対策」等17のゴールと169のターゲットが示されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



注）SDGsと本計画の関連については、「SDGsと福岡県環境総合ビジョンの関連」（8頁）を参照。

近年の環境問題を取り巻く状況

今後も、各項目に大きな動きがあれば内容を更新します。

地球温暖化問題

2015（平成27）年にパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020（令和2）年以降の国際的な枠組みとして、平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をすることを世界共通目標とした「パリ協定」が採択されました。

これを受け、我が国では、2016（平成28）年5月に、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減し、2050年までに80%削減することを目指す「地球温暖化対策計画」が策定されました。

また、2018（平成30）年6月には、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、「気候変動適応法」が制定・公布され、同年11月には、同法に基づく「気候変動適応計画」が策定されました。

その後、2019（令和元）年6月には、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すとする「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

そして、2020（令和2）年10月、菅内閣総理大臣は、所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050年カーボンニュートラル¹、脱炭素社会の実現を目指す」ことを言明し、2021（令和3）年4月には、気候変動サミットの場において、「日本の2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減することを目指す」と表明しました。

2021（令和3）年5月には、「地球温暖化対策推進法」が改正され、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念が新設されるとともに、地方公共団体による再生可能エネルギーの活用を促進するための制度等が創設されました。

プラスチックごみ問題

プラスチックは、軽く・丈夫で・価格も安く、多種多様なものに使用され、社会において重要な役割を担っています。

一方で、不適正な処理により、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が世界全体で年間数百万トンを超えると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されています。

1 カarbonニュートラル:二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引き、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること

我が国では、プラスチックの適正処理や3Rを推進し、陸上から海洋へ流出するプラスチックの抑制を図ってきましたが、一方でワンウェイの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多いと言われており、アジア各国によるプラスチックごみの輸入規制が拡大していること等を踏まえ、これまで以上にプラスチックの国内資源循環を推進することが求められています。

このような課題に対応すべく、政府は、2019（令和元）年5月に、「3R+Renewable」を基本原則とし、ワンウェイプラスチック等の使用削減、プラスチックごみのポイ捨て・不法投棄撲滅、バイオプラスチックの実用性向上等を総合的に推進することを掲げた「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その象徴的な取組として、2020（令和2）年7月から「レジ袋の有料化」を開始しました。

さらに、2021（令和3）年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」）が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとしました。

食品ロス問題

我が国の食品ロスは、2018（平成30）年度の推計で年間600万トンにも上り、世界全体の食糧援助量の約1.5倍に相当すると言われていています。このうち、約半分の324万トンは食品関連事業者、残る276万トンは家庭からのものであり、食品ロスの削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があります。

このような中、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年5月に成立し、同年10月に施行されました。

生物多様性の悪化

令和元（2019）年に、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム）が、人為的な自然環境の改変や侵略的外来種の増加等により、世界の動物と植物の種群のうち平均約25%、約100万種が絶滅の危機に瀕していると公表しました。

また、2020（令和2）年9月に、国連の生物多様性事務局が、生物多様性保全のために2020年までに各国が取り組む20の項目を掲げた『愛知目標』が、いずれも完全には達成できなかったとする報告書を公表しました。

いずれの報告においても、生物多様性の保全・再生に加え、気候変動対策、産業や食料の生産・消費様式の変革等、様々な分野の行動を連携させていく必要があるとしています。

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、こうした状況を踏まえ、次の国際的目標（ポスト2020生物多様性枠組）について議論されます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による示唆

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の動物から人に感染する「人獣共通感染症」は、近年増加傾向にあります。その背景には、人類による環境破壊があると考えられており、人類の開発領域の拡大により野生生物の棲む環境を劣化させ、野生生物との接触機会が増加することで感染リスクを高める、と指摘されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、人と動物の健康、そして環境の健全性はひとつのものである、というワンヘルス（One Health）の理念がますます重要視されています。

また、コロナ禍からの復興に当たっては、停滞する経済や社会を、単に「コロナ前」の状況に戻すのではなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、持続可能な未来を目指す「グリーン・リカバリー（緑の復興）」という考え方が世界的に注目されています。

第五次環境基本計画の策定

2018（平成30）年4月、様々な国際・国内情勢に的確に対応するため、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指した「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。

同計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性

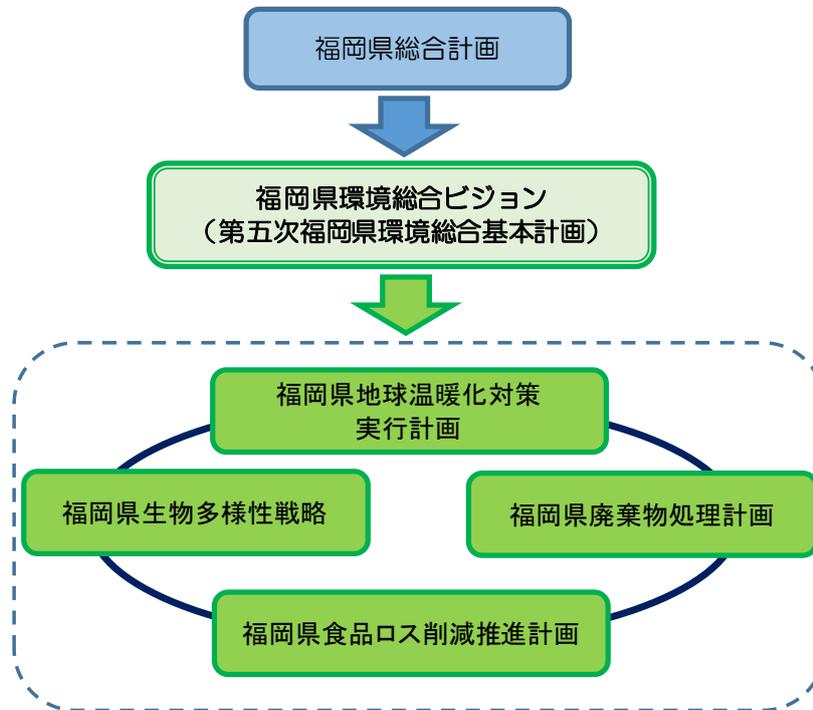
に応じて近隣地域等と地域資源を補完し合う「地域循環共生圏」という考え方が示されました。

(環境省資料)



2 計画の位置付け

福岡県総合計画を踏まえるとともに、環境総合ビジョンの部門計画である福岡県地球温暖化対策実行計画、福岡県生物多様性戦略、福岡県廃棄物処理計画、福岡県食品ロス削減推進計画とも整合させて、本県の環境の将来像を具体化するものです。



3 計画の役割

- 本県において持続可能な社会を目指すための環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱
- 県民・事業者・行政等、全ての主体が環境について考え行動する際の指針

4 計画期間

- 計画期間は、2022（令和4）年度からの5年間です。
昨今の環境行政のニーズや課題の変化を速やかに反映させて実効性を確保するため、5年間の計画とします。
- ただし、環境の状況変化、国内外の環境政策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

5 計画の構成

福岡県総合計画を踏まえて、環境の視点から、前計画に引き続いて7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿、現状と課題、施策の方向、目標・指標を示します。

1 脱炭素社会への移行（柱1）

- ① 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策（緩和策）
- ② 気候変動の影響と適応（適応策）

2 循環型社会の推進（柱2）

- ① 資源の消費抑制
- ② 資源循環利用の推進
- ③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

3 自然共生社会の推進（柱3）

- ① 生物多様性の保全と自然再生の推進
- ② 生物多様性の持続可能な利用

4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（柱4）

- ① 統合的な対策
- ② 大気環境の保全
- ③ 水環境の保全
- ④ 土壌環境の保全
- ⑤ 化学物質等による環境・健康影響対策
- ⑥ その他の生活環境の保全

5 国際環境協力の推進（柱5）

- ① 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ② 民間国際環境協力の促進

6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進（柱6）

- ① 経済・社会のグリーン化の推進
- ② グリーンイノベーションの推進

7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（柱7）

- ① 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ② 環境を考えて行動する人づくりの推進

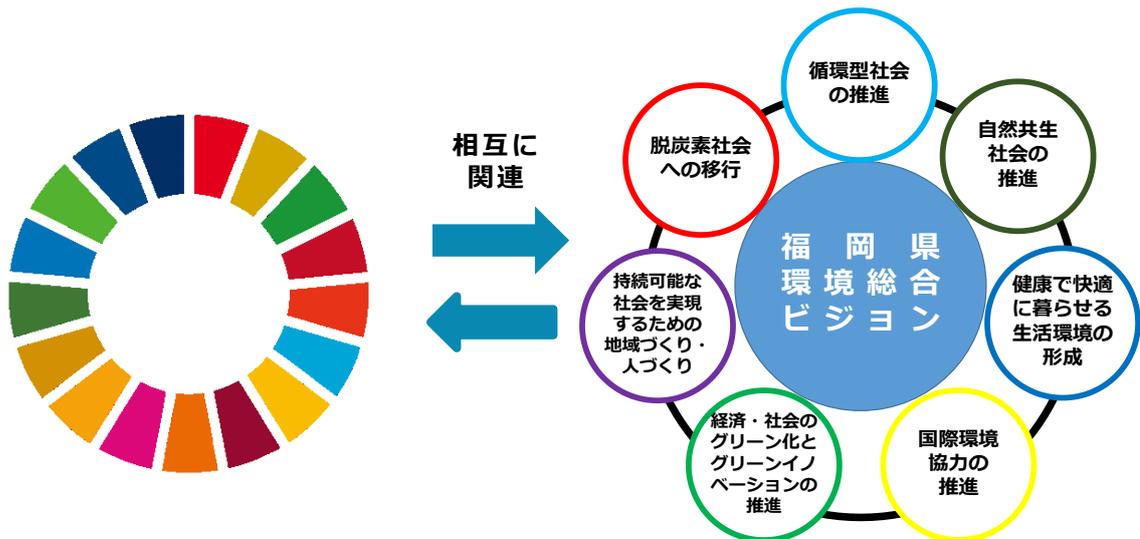
SDGsと福岡県環境総合ビジョンの関連

SDGsは、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について設定されている国際社会共通の目標です。人間が持続可能な経済活動や社会活動を営む前提として、地球環境が健全である必要がありますが、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻化しています。本計画では様々な環境問題に対応するための施策を取りまとめていますが、それぞれの施策はSDGsの複数のゴールと関連があります。

その関連性については、「第3章 施策の展開方向」の「重点的に推進するプロジェクト」において「SDGsゴール・ターゲット関連図」によって示しています。この関連図は、重点的に推進するプロジェクトが直接的に目指すSDGsの各ゴール及びターゲットとその他の関連が深いゴール及びターゲットがどのように効果を与えあっているのかを表しています（例えば、「未来のために、プラスチック資源循環の促進～（●ページ）」では、事業を実施することにより、**天然資源の持続可能な管理（SDGsターゲット12.2）**が達成されるだけでなく、**陸上活動による海洋汚染の防止（SDGsターゲット14.1）**等、他のゴールにも効果があることを表しています）。

SDGsのゴール・ターゲットは相互に関連しており、統合して解決していくことが必要です。本計画の各施策を進めるに当たって、直接に関係のある課題解決を図るのみならず、SDGsの関連する複数のゴール・ターゲットを意識することにより、複数の課題の同時解決につながることを「SDGsゴール・ターゲット関連図」は示しています。

巻末には、本計画の各柱の施策の方向が、SDGsのどのゴールと関係しているのかを一覧表で示しています。（「参考資料1 福岡県環境総合ビジョンとSDGsとの関連」●～●ページ参照）



第2章 福岡県の環境の将来像

将来像の上段は、現総合計画の「目指す姿」から引用。総合計画も本計画と同時期に改定するため、今後の総合計画の検討内容を踏まえて後日修正します。

豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県 ～環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ～

環境・経済・社会の3つの側面を調和させつつ、前計画に引き続きSDGsの考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築を目指します。

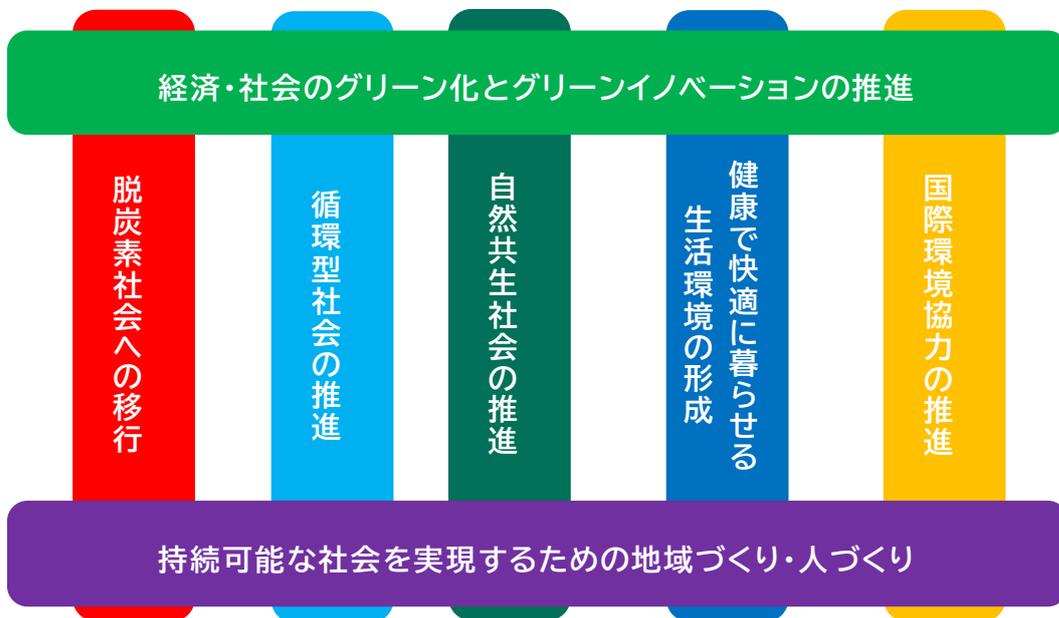
このような社会を実現し、県民一人一人が物質的にも精神的にも幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、環境の視点から、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示します。

なお、7つの柱は相互に関連しており、全体として持続可能な社会を目指すものです。

【7つの柱のイメージ】

…分野ごとの施策

…横断的施策



【7つの柱の目指す姿】

1 脱炭素社会への移行（柱1）

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。

- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を回避・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

2 循環型社会の推進（柱2）

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

3 自然共生社会の推進（柱3）

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（柱4）

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

5 国際環境協力の推進（柱5）

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進（柱6）

- 事業者が環境配慮型商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境に配慮した商品を日常的に使用している経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。

7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（柱7）

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育、環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。

第3章 施策の展開方向

1 脱炭素社会への移行（柱1）



（案）」の内容を踏まえ、内容を随時更新します。

目指す姿

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を回避・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

現状・課題

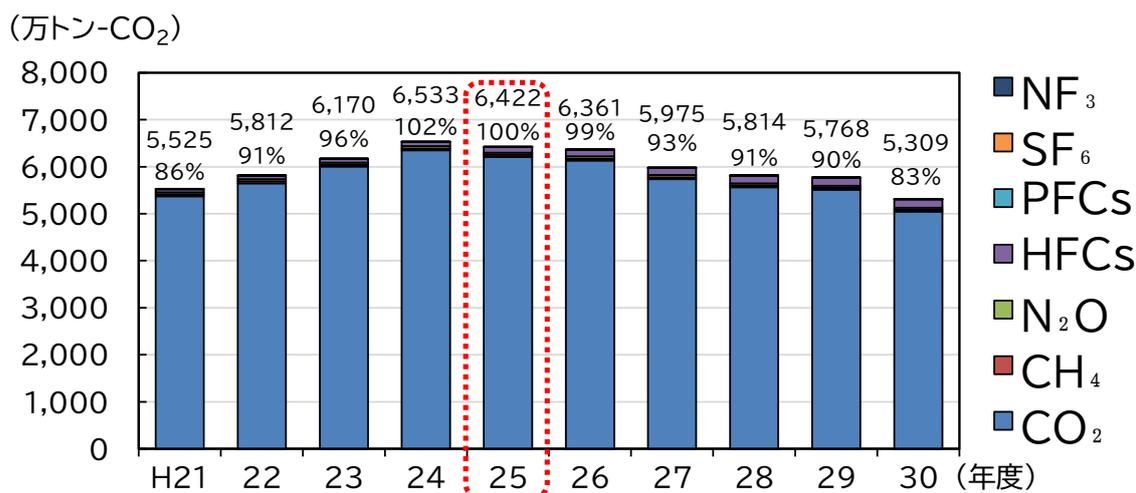
- 私たち人間の活動によって排出される温室効果ガスの増加により、地球温暖化が引き起こされ、世界の平均地上気温は1880～2012年の間に0.85℃上昇しています。
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書では、現在と比較して厳しい地球温暖化対策がなされない場合、21世紀末に地上気温は2.6～4.8℃上昇し、現在よりも厳しい地球温暖化対策がなされた場合でも0.3～1.7℃の上昇は避けられないとされています。
- 地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、集中豪雨・ゲリラ豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加等、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えます。
- 我が国では、2020（令和2）年10月、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことを言明し、2021（令和3）年4月には、「2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減することを目指す」と表明しました。そして、2021（令和3）年5月には、「地球温暖化対策推進法」が改正され、同法の基本理念として、2050年カーボンニュートラルが明確に位置付けられました。
- 本県では、2017（平成29）年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2019（令和元）年8月には、同計画を気候変動適応法に

基づく地域気候変動適応計画として位置付け、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んできました。

そして、2021（令和3）年度末には、地球温暖化対策推進法の基本理念や国の地球温暖化対策計画の改定内容等を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す、新たな「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定します。

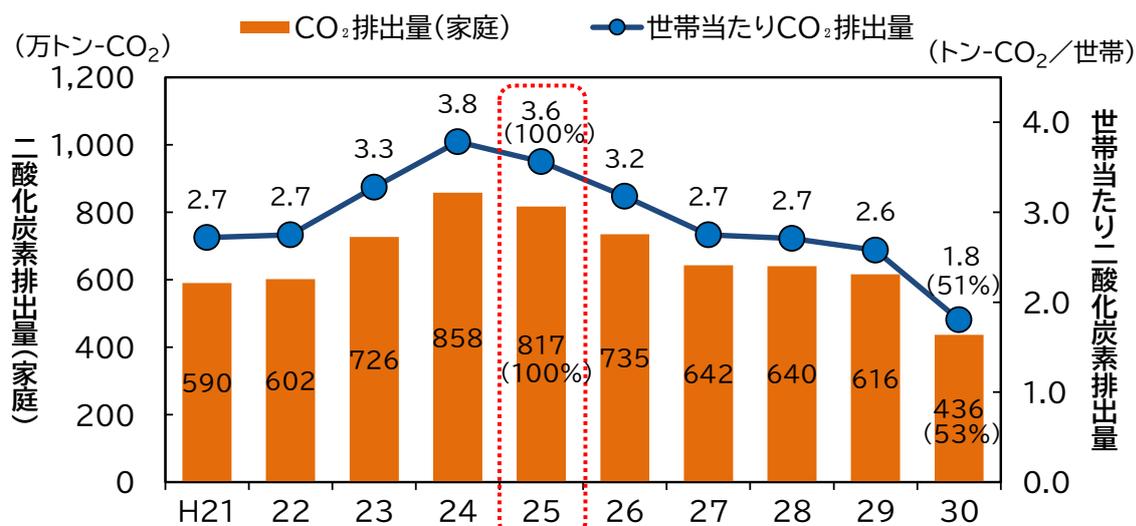
- 2018（平成30）年度の本県における温室効果ガス排出量は5,309万トンであり、国が示した基準年度²である2013（平成25）年度に比べ、約83%（約17%の削減）となっています。

本県における温室効果ガス排出量の推移



- 2018（平成30）年度の家庭部門からの二酸化炭素排出量は436万トン、1世帯当たり二酸化炭素排出量は1.8トン/世帯であり、2013（平成25）年度に比べ、それぞれ約53%及び51%に減少しています。

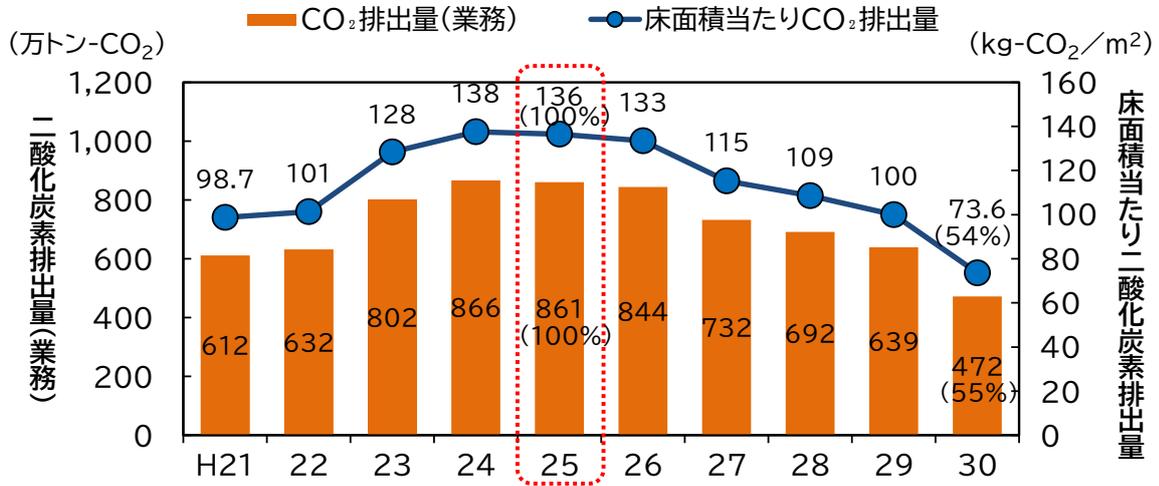
本県における家庭部門からの二酸化炭素排出量



² 国が、2016(平成28)年5月に策定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することとしたもの。

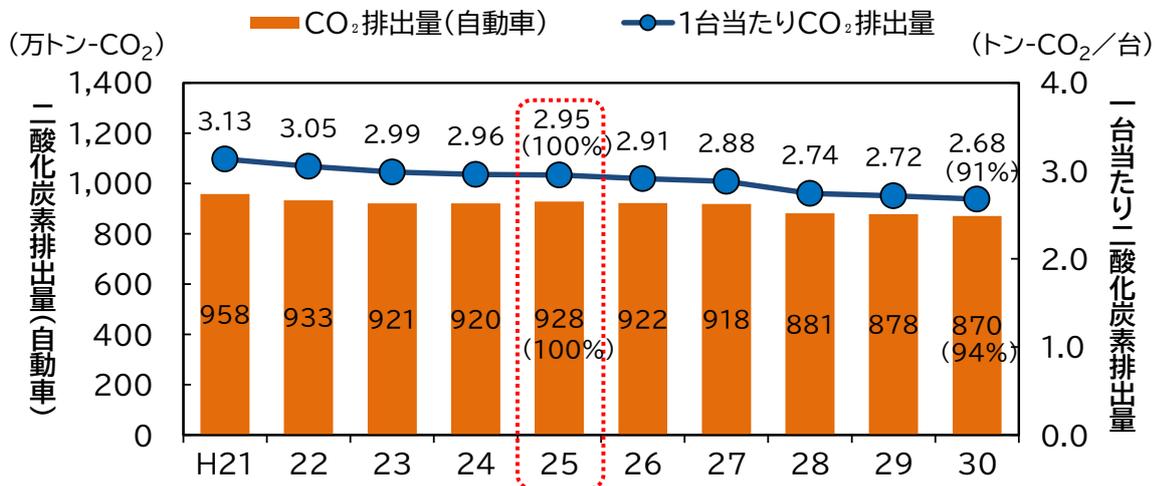
- 2018（平成 30）年度の業務部門からの二酸化炭素排出量は 472 万トン、床面積当たり二酸化炭素排出量は 73.6kg/m²であり、2013（平成 25）年度に比べ、それぞれ約 55%及び 54%に減少しています。

本県における業務部門からの二酸化炭素排出量



- 2018（平成 30）年度の自動車部門からの二酸化炭素排出量は 870 万トン、1台当たり二酸化炭素排出量は 2.68 トン/台であり、2013（平成 25）年度に比べ、それぞれ約 94%及び 91%に減少しています。

本県における自動車部門からの二酸化炭素排出量



本県内の再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギー発電の種類		2020(令和2)年度末の累積導入量(kW)
太陽光発電	10kW未満(住宅用)	581,233
	10kW以上(非住宅用)	1,730,552
風力発電		38,736
中小水力		23,478
地熱発電		0
バイオマス発電		312,887
合計		2,686,886

注1) バイオマス発電については、設備容量にバイオマス比率を乗じて累積導入量を算出

- 二酸化炭素を排出する化石燃料という天然資源の消費の抑制は、「天然資源の消費の抑制を図り、もって、環境負荷の低減を図る」循環型社会の推進にもつながります。

施策の方向

【温室効果ガスの排出削減（緩和策）】

再生可能エネルギーの導入の促進

- 公共用地における太陽光発電設備の導入を促進するとともに、農業水利施設を利用した小水力発電施設の導入を促進します。＜今後検討予定＞
- 新たなエネルギー拠点港として目指すべき姿、取組の方向性を検討し、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成により脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を目指します。＜今後検討予定＞
- エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進します。
【柱6にも掲載】
- 産学官一体となった協議会の開催や風車メンテナンス人材の育成、洋上風力発電の促進区域の早期指定の実現等を通じ、風力発電関連産業の集積及び洋上風力発電の導入を促進します。【柱6にも掲載】
- 再生可能エネルギーの導入検討に必要な基本データを提供するシステムを公開し、民間企業等における再生可能エネルギー導入を支援する環境整備を行います。【柱6にも掲載】

再生可能エネルギーの利用の促進

- 公共施設において、再生可能エネルギーから発電した電力を率先して利用します。また、再生可能エネルギーにより発電した電力を提供して

いる小売電気事業者の情報を発信し、事業者における再生可能エネルギーの利用を促進します。＜今後検討予定＞

水素エネルギー利活用の推進

- オールジャパンの産学官が一体となった「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核として、水素製造、輸送・貯蔵から利用まで一貫した研究開発、水素に関する幅広い知識と技術を有する人材の育成、水素・燃料電池の普及拡大等、総合的な取組を推進します。
- 電力を大規模かつ長期間にわたって貯蔵できる水素の特徴を活かして、県内においてCO₂フリー水素³の普及を図ります。
- 産学官一体で組織する「ふくおかFCVクラブ」を核に、FCVの普及と水素ステーションの整備を一体的に推進します。

運輸における取組

- 本県の公用車の更新時には、費用対効果を勘案しつつ、率先して電動車を導入します。また、電動車の購入における補助金の案内や、電動車の展示・試乗会を実施し、電動車の普及・促進に取り組みます。＜実施予定＞
- 充電インフラ設置における補助金の案内を行い、自動車の電動化に対応したインフラの導入を促進します。＜実施予定＞【柱6にも掲載】
- 自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、交通円滑化、エコドライブの普及啓発や次世代自動車等の普及促進、公共交通・自転車の利用促進に係る取組を行います。【柱4にも掲載】

家庭における取組

- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）について県HPで情報発信を行い、ZEHを普及促進するとともに、既存住宅の省エネ改修を促進します。＜今後検討予定＞【柱6にも掲載】
- 一定の省エネルギー基準などを満たす長期優良住宅の普及促進や省エネルギー性能に優れた機器等に関する情報提供等、住まいにおける効率的なエネルギー利用の推進に向けた施策に取り組みます。【柱6にも掲載】
- 省エネルギー・省資源に取り組む「エコファミリー」を募集し、その活動を支援することで、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を進めます。また、省エネ家電の購入を促進する取組を行います。＜今後検討予定＞
- 福岡県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動により、地域住民からの相談対応等、地域に密着した啓発活動を推進します。【柱7にも掲載】→p.●柱7重点プロジェクト

³ CO₂フリー水素:

事業所における取組

- 事業所の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や**既存建築物の省エネルギー化**への支援を行います。＜今後検討予定＞【柱 6 にも掲載】
- 電力と熱を同時に供給するコージェネレーションシステム等の省エネ技術や導入事例の情報提供、県内中小企業における省エネルギー対策等への融資を行い、省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を図ります。【柱 6 にも掲載】
- 省エネルギーに関する見学会、展示会、講座等を実施し、省エネルギーに取り組む人材の育成を促進します。

公共施設における取組

- 県有建築物をはじめ公共施設における再生可能エネルギー導入や県有施設等の照明 LED 化を推進します。

農林水産業における取組

- 省エネ型の設備の導入や、輸送にかかるエネルギーの削減、**間伐材等に由来する木質チップの再生可能エネルギーとしての活用等**、環境負荷低減に寄与する県産農林水産物の地産地消等の取組を進めます。

脱炭素型の都市・地域づくりの推進

- 都市の集約化等によるエネルギー効率の良い都市・地域づくりを推進するために、国の新制度等を活用した空き地等の面的整備の実現に向けた市町村の取組に対する支援を行います。

温暖化対策に資する取組の促進

- 県民や事業者によるプラスチックごみ削減の取組の促進や食品ロス削減の取組の推進により、ごみの減量化を図ります。
- 地球温暖化問題等を解説した教材（環境教育副読本、地球温暖化対策ワークブック等）の提供や、楽しみながら自主的に環境学習・保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援します。また、地球温暖化等の環境問題の環境教育に成果を上げている学校を表彰する等、各校における環境教育の推進を図ります。＜実施予定＞【柱 7 にも掲載】
- アジア諸地域において、メタン発生の抑制効果がある福岡方式廃棄物最終処分場の普及拡大への支援を行います。

二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

- **地球温暖化に影響をもたらすフロン類の排出を抑制するため、「フロン排出抑制法」の規制に基づき、業務用冷凍空調機器の管理や機器整備時のフロン類の回収が適正に行われるとともに、建物解体時や機器廃棄の際にフロン類の回収が確実にされるよう、規制内容の周知及び関係者への法令順守等の指導・助言を行い、フロン類の管理の適正化を促進**します。

【温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）】

森林の保全

- 森林の有する水源のかん養や二酸化炭素の吸収といった公益的機能の持続的発揮を図るため、間伐等の森林整備を推進するとともに、県民参加による森林づくり活動への支援や林業の担い手の育成を図ります。

【柱7にも掲載】

都市の緑化

- 県有施設における緑化や、都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行う等、地域緑化を推進します。

二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用

- 公共建築物等における木材利用を促進するために、県有施設の木造・木質化を推めるとともに、民間や市町村施設へも木材利用の提案を行います。また、広く県民に木材の良さや木材を利用する意義の普及啓発に努めます。

農地土壌炭素吸収源対策

- たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

【気候変動の影響への適応（適応策）】

（気候変動の影響と適応策に関して整理した分野ごとの対策）

農林水産業分野

- 高温に耐性のある品種の普及を推進するとともに、園芸農家や畜産農家への高温対策に必要な資材の整備補助を行います。
- 成長に優れたスギの初期保育技術の開発や森林情報を一体的に利用するため構築したシステムの森林管理への利用に取り組みます。また、自生する広葉樹を活用して針広混交林へ誘導する技術を取りまとめたハンドブックを活用し、技術の普及に取り組みます。
- 自動観測機器により漁場の水温等をリアルタイムで提供し、養殖業の安定生産を支援します。また、ICTを活用した海況予測情報を提供し、漁業者の効率的な操業を支援します。

水環境・水資源分野

- 雨水を貯留し、水洗トイレや散水等に用いる雨水利用の普及啓発、水の有効利用や節水への認識を深めるための普及啓発を行います。

自然生態系分野

- 希少野生動植物種及び里地里山の生態系に影響を与える野生動物の生息状況調査等の結果を踏まえ、生物多様性保全対策について、より一層推進します。【柱3にも掲載】

自然災害・沿岸域分野

- 洪水・高潮等による災害防止のため、河道や堤防等を整備します。また、**国、市町村等**とともに「流域治水」の取組を推進します。
- 土砂災害から人家、公共施設等を守るため、砂防設備や地すべり防止施設等を整備します。また、土砂災害ハザードマップの基礎資料となる土砂災害警戒区域図等を作成します。
- **災害時の避難行動要支援者の安全・安心を確保するため、本県と市町村等が連携して、個別避難計画の作成を促進し、研修会・訓練等を実施します。**
- 災害時における情報発信や通信環境の改善・確保に向けた取組を推進するとともに、短時間で激甚化する災害に対応した住民避難行動の迅速・円滑化を推進します。**<今後検討予定>**
- **グリーンインフラ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点を導入して、生物多様性を活用した県土づくりに関する施策の展開を図ります。<実施予定>【柱3にも掲載】**

健康分野

- 「新しい生活様式」における熱中症予防行動を含めた熱中症予防について、本県の広報媒体を活用した普及啓発や注意喚起を行います。また、デング熱等の蚊媒介感染症の発生状況を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。
- 自然災害と感染症の複合災害発生時に、感染症発生の情報提供を行い、避難所の住民の安全・安心の確保を行います。また、新たな感染症発生を見据え、検査機器の導入や対応マニュアル作成等の感染症対策を推進します。**<実施予定>**

産業・経済活動分野

- 災害時における企業の事業継続や早期復旧を目的とした事業継続計画（BCP）作成支援のためのセミナーを実施します。

県民生活・都市生活分野

- 水道事業者による耐震化計画の策定や、水道施設耐震化事業への支援を行い、災害に強い水道施設の整備を促進します。

分野を横断した施策

- 「福岡県気候変動適応センター」において、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。

重点的に推進するプロジェクト

各柱において重点的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として選定し、ページを設け紹介します。

【設定の考え方】

- ・各柱を支える、特に力を入れる施策
- ・本文に掲載する「近年の環境問題を取り巻く状況」（温暖化問題、プラ問題、食ロス問題、生物多様性悪化、コロナウイルス）への対応施策
- ・環境総合ビジョン専門委員会からの意見への対応
- ・県民意識調査及び市町村アンケートの結果の反映
- ・県民へ特に周知したい取組

第五次重点プロジェクト案	選定の理由
後日追加（温暖化対策実行計画・関係計画の主要施策）	

指標項目

下記のような、各柱における施策の進展を確認するための「指標」を設けます。

【指標の考え方】

- ・重点プロジェクト項目を中心とした各柱の主要な施策の取組結果が反映される
- ・毎年度に把握ができる
- ・各個別計画に掲示される重要な指標

柱	指標項目	目標	現状	備考
脱炭素社会への移行	<p>次の項目や関係計画から引用することで設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭部門における省エネ関連 ○ 事業部門における省エネ関連 ○ 再生可能エネルギー導入・利用関連 			

2 循環型社会の推進（柱2）

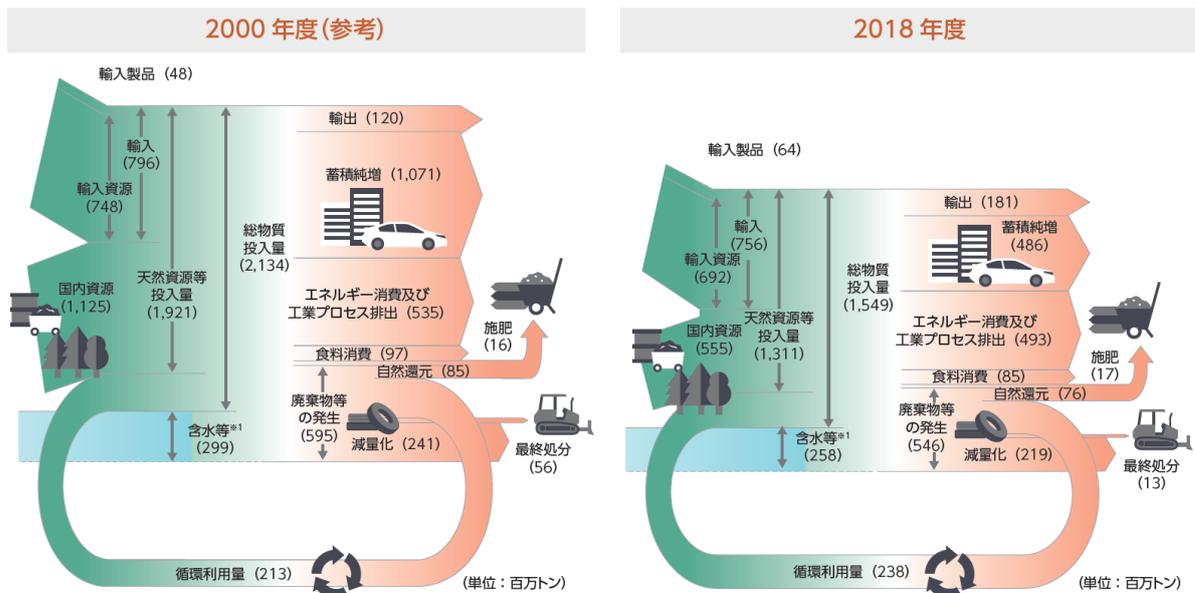


目指す姿

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。
- バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。
- 技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

現状・課題

国内における物質フロー（資源採取・消費・廃棄等によるものの流れ）

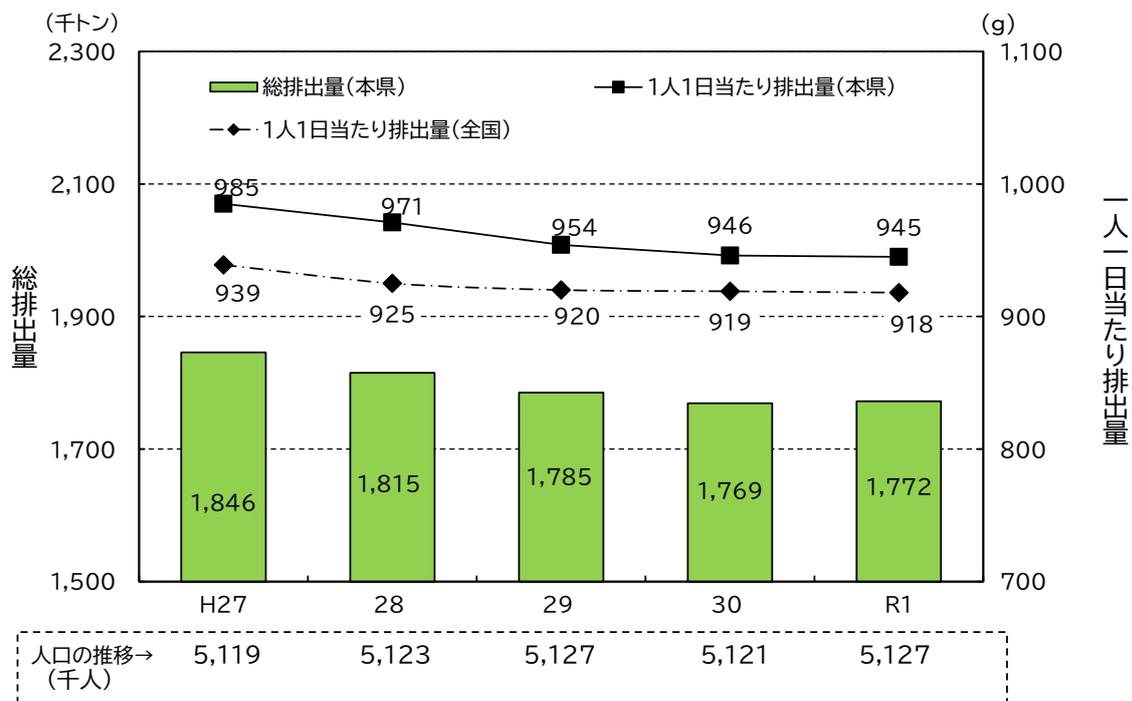


(注)含水等：廃棄物等の含水等(污泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の污泥及び鉱業の鉱さい)

【出典】環境省「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

- 2019（令和元）年度の本県の一般廃棄物の総排出量は1,772千トンであり、県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量に換算すると945gとなっています。県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、前年度から微減となっているものの、依然として全国平均を上回っており、更なる減量に取り組む必要があります。

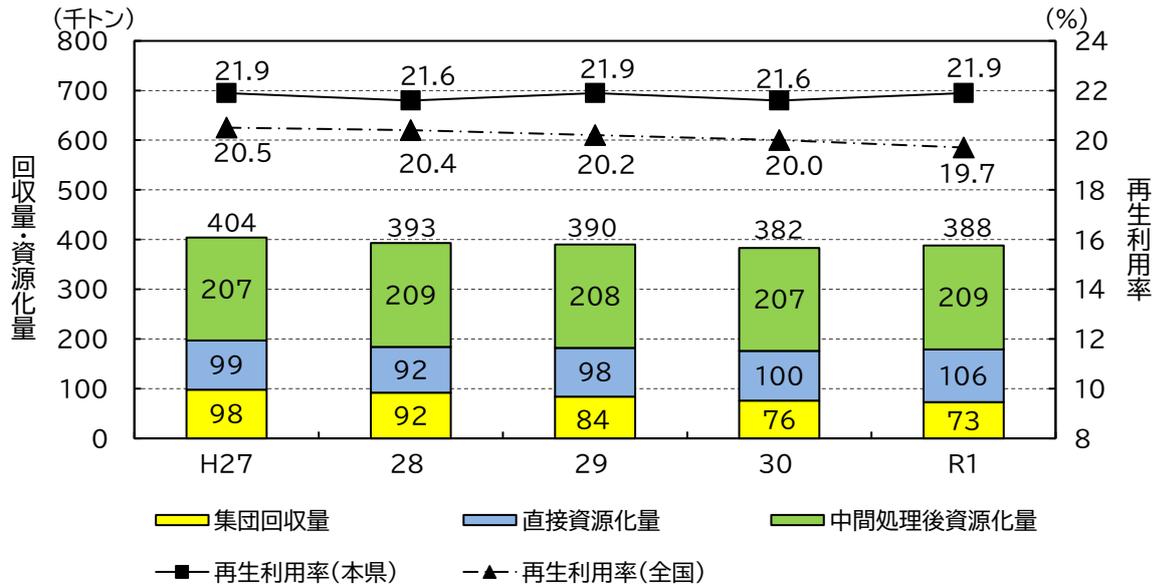
本県の一般廃棄物の総排出量、1人1日当たり排出量及び人口の推移



※災害廃棄物を含まない。

- 2019（令和元）年度の本県の一般廃棄物の再生利用状況は、破碎等の中間処理をされた後の残さの資源化量が209千トン、市町村により回収された後に資源化された直接資源化量が106千トン、町内会や自治会等の地域の団体等により集団回収された後に資源化された集団回収量が73千トン、合計388千トンが資源化されており、これを総排出量（1,772千トン）で割った再生利用率は、21.9%となっています。再生利用率は、全国的にもほぼ横ばいで推移しています。

本県の一般廃棄物の再生利用率の推移



※災害廃棄物を含まない。

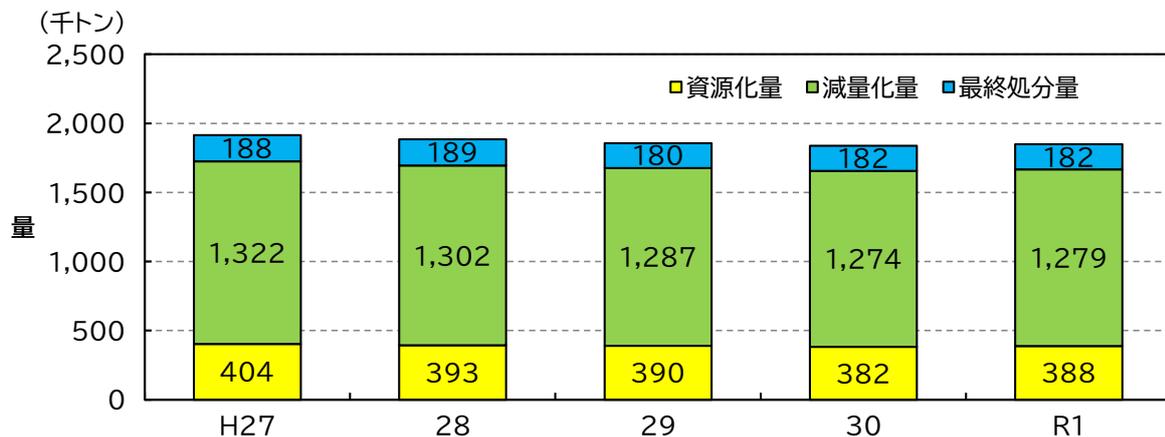
※総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集团回収量

※再生利用率 = 総資源化量 ÷ 総排出量 × 100

※数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

- 2019（令和元）年度の本県の一般廃棄物の資源化量は388千トン、焼却等の中間処理による減量化量が1,279千トン、最終処分量が182千トンとなっています。

本県の一般廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量

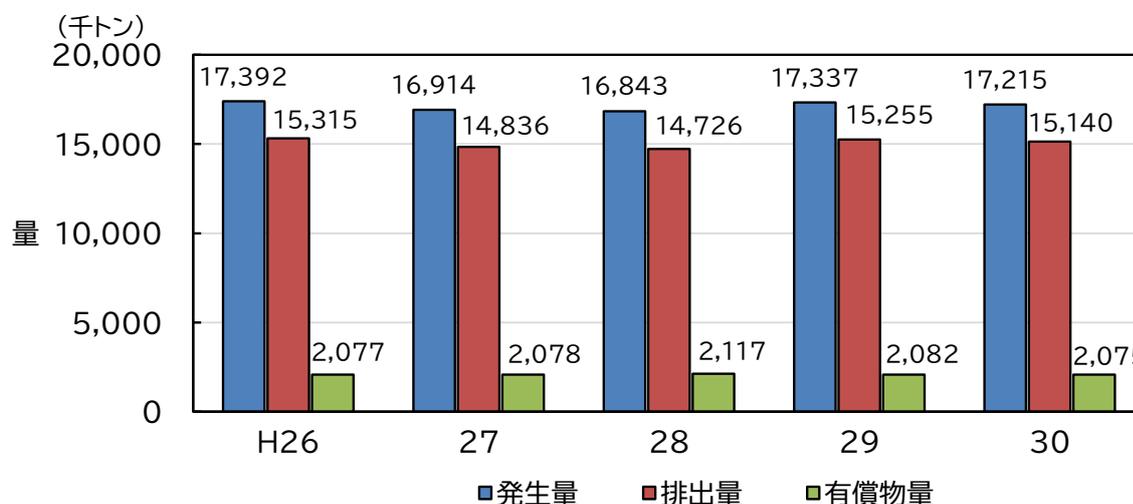


※災害廃棄物を含まない。

※民間事業者によってリサイクルされた一般廃棄物を総排出量に含めず、資源化量に参入している市町村があるため、資源化量、減量化量及び最終処分量の合計は、前ページの「一般廃棄物の総排出量」とは一致しない。

- 2018（平成 30）年度の本県の産業廃棄物の発生量 17,215 千トンから、他者に有償で売却された有償物量 2,075 千トンを除いた総排出量は、15,140 千トンとなっています。近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

本県の産業廃棄物の発生量、排出量及び有償物量の推移



- 産業廃棄物の再生利用率については、実態として、その種類（特に汚泥と汚泥以外のもの）によって大きな差があることを踏まえ、本県では、福岡県廃棄物処理計画において、汚泥と汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率の目標をそれぞれ定めています。

汚泥以外については、多くの品目で再生利用が進んでいますが、更なる資源の循環利用の観点から、再生利用の余地がある品目（廃プラスチック類等）の再生利用を促すことやリサイクル製品認定制度の取組を進めています。

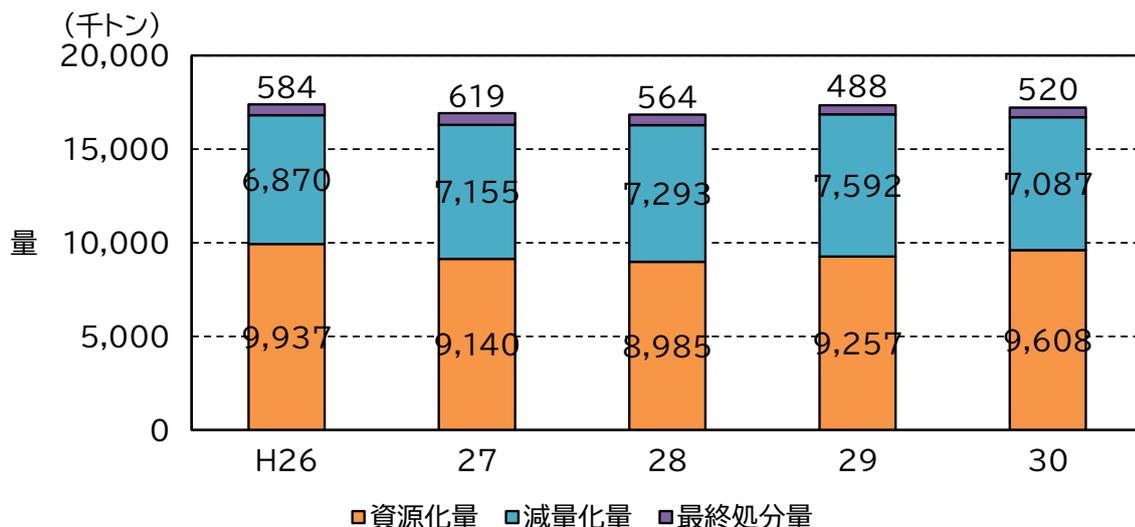
本県の産業廃棄物の再生利用率

区 分		平成 28 年度実績	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績
再生利用率	汚泥以外	87%	86%	87%
	汚 泥	7%	10%	10%

- 2018（平成 30）年度の産業廃棄物全体の処理状況を見ると、発生量（17,215 千トン）のうち 7,087 千トン（約 41%）は、脱水、焼却等の中間処理により減量化されています。

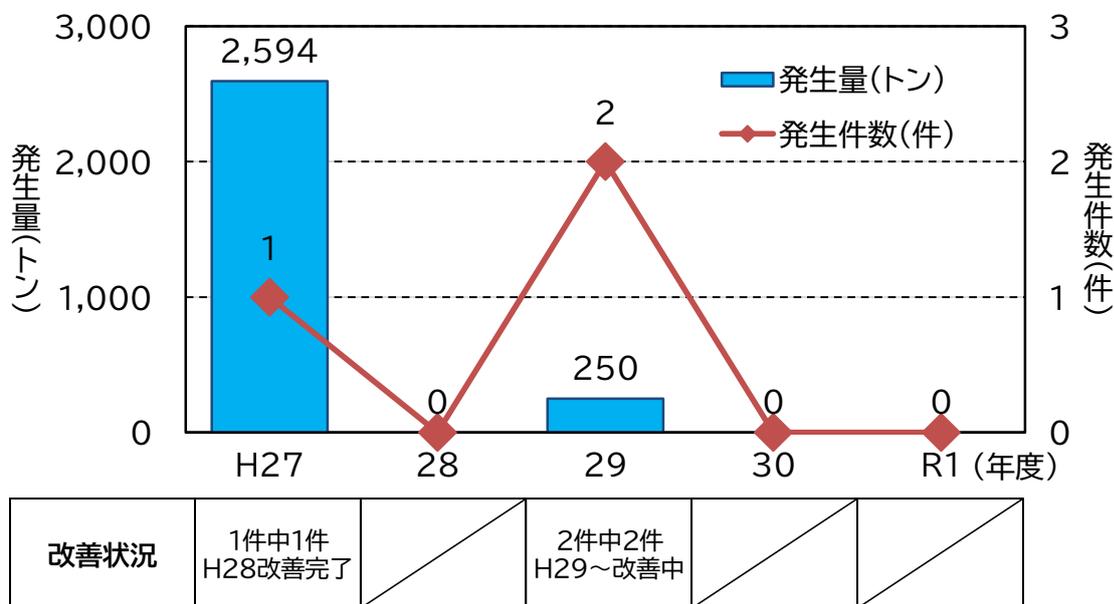
また、発生量の約 56%に当たる 9,608 千トンは、セメント原料や建設資材、堆肥等として資源化されており、減量化量を合わせた資源化・減量化量は 16,695 千トン（約 97%）となっています。また、発生量の約 3%に当たる 520 千トンが最終処分されています。

本県の産業廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量



- 不法投棄を始めとする産業廃棄物の不適正処理は、大規模な事案は減少傾向にあるものの、依然として発生しており、住民の処理業者等への不信任や生活環境への支障に対する不安の声は未だ消えておりません。処理業者や排出事業者による撤去等の改善が進められていますが、今後も不法投棄の防止を始めとする産業廃棄物の適正処理に向けた施策を推進することが必要です。

本県における産業廃棄物不法投棄等不適正処理の推移及び改善状況



- プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。この中には、家庭から排出される一般廃棄物に起因するものも含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人一人の理解を深め、ごみのポイ捨てや散乱を防止していくことが重要です。

プラスチックの資源循環の促進や適正処理の推進については、2021（令和3）年6月には「プラスチック資源循環促進法」が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

- PCB廃棄物・使用製品については、法律に定める期限までに適切に処理されることが必要です。
- 本県では、2017（平成29）年の「平成29年7月九州北部豪雨」の発生以降、大規模災害が続けて発生しており、その度に多量の災害廃棄物が発生していることから、引き続き市町村や関係団体等との連携を図り、災害廃棄物処理体制の整備を一層進めることが必要です。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生推計量

平成29年7月九州北部豪雨	54,278トン
令和2年7月豪雨	29,786トン

施策の方向

【資源の消費抑制】

持続可能な消費と生産を考えた取組の推進

- 生産活動における省資源化、製品・建造物等の長寿命化等の天然資源の消費抑制、資源循環を考えたものづくりへの転換を、省資源によるコスト削減と環境への配慮の両面から啓発すること等により推進します。
- 県民・事業者による「3R」活動の推進、建設資材・生活関連リサイクル製品の利用促進により、「3R」に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。
- 産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税の税収を、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策に活用していきます。
- 製造・販売・消費の各段階で発生する食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者・県民の意識啓発、フードバンク活動の普及促進、福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）の登録促進に取り組みます。

【柱7にも掲載】

- 2020（令和2）年7月に策定した「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」、「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」等を中心に、プラスチックごみ削減の取組である

「ふくおかプラスチック削減協力店登録制度」、「ふくおかプラスチック削減キャンペーン」を活用し、プラスチック資源循環の促進に取り組みます。

【柱6にも掲載】

- 本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、研修会等を実施し、農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。また、排出量を削減するため、生分解性マルチシート等の導入を推進します。

【資源循環利用の推進】

各種リサイクル法に基づく取組の推進

- 容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電の各種リサイクル法に基づく取組の徹底により3Rを推進していきます。

リサイクル製品の利用促進

- 建設資材を対象とした福岡県リサイクル製品認定制度の運用等により、公共事業を始めとして広くリサイクル製品の利用促進を図ります。
- 県内で製造された生活関連用品を対象とした福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度の運用等により、県での率先利用のほか、市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

資源循環型まちづくりの推進

- 県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環圏の形成を目指し、地域から発生する未利用資源を地域において資源として活用する資源循環型のまちづくりを支援します。

各種バイオマスの利用促進

- 木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギーとしての活用を推進します。
- 流域下水道における下水汚泥について、固形燃料化、緑農地利用、建設資材化、**消化ガスの発電利用**等バイオマス資源としての特性を生かした有効利用を促進します。
- 廃棄物由来のエネルギー・熱回収について、中小企業への融資等により推進していきます。

福岡県リサイクル総合研究事業化センター

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発**及び実用化を産学官民の連携により**推進します。→p.●柱6重点プロジェクト
- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究成果を活用して、特に北九州市及び大牟田市のエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つ

ポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の積極的な集積促進を図ります。

【廃棄物の適正処理による環境負荷の低減】

一般廃棄物の適正処理の推進

- 市町村等による処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。
- 一人一日あたりに換算した場合に全国平均より多く排出されている事業系一般廃棄物⁴について、市町村、事業者等と協力し削減に取り組みます。また、本県内で一般廃棄物の削減の取組が進んでいる市町村等の事例を紹介し共有する等、各地域におけるごみ削減の取組を促進します。
- 一般廃棄物処理に携わる職員の新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）の感染防止対策の徹底や事業継続の確保に関し、市町村や関係団体へ周知を行います。
また、家庭でのごみの捨て方について、本県ホームページや市町村を通じ、住民や関係事業者に注意を呼びかけます。

海岸漂着物に関する対策

- 本県の海岸漂着物は、河川を經由した流れ込みや現地でのポイ捨て等によるものも多いことから、「福岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、ごみのポイ捨てや散乱の防止等海岸漂着物の発生抑制を含めた海岸環境の保全についての普及啓発を行います。
また、同計画に基づき、海岸漂着物の回収（関係自治体や各団体等と連携した海岸清掃活動、海岸管理者等による回収・処理）等に取り組みます。
- 2019（令和元）年度に立ち上げた、県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物対策推進連絡会議」において、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行う等、県と市町と連携し、海岸環境保全に取り組みます。
- 県が管理する海岸について、愛護意識の醸成と美化を図るため、海岸愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。→p.●柱4重点プロジェクト

産業廃棄物の適正処理の確保

- 産業廃棄物については、排出抑制及び資源化・減量化を促進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への働きかけを強化します。

⁴ 事業系一般廃棄物：事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないもの。

また、産業廃棄物の処理に係る全ての事業者の各段階で適正処理が進められるよう指導を強化し、不適正処理が疑われる場合には、早い段階での対応を図ります。

- 産業廃棄物の不適正処理の「早期発見・早期対応」を図るため、県内の安定型最終処分場の掘削調査を行い、必要な指導を実施します。
- 指導が累積している産業廃棄物処理業者等に対し、本庁及び保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施する等監視指導の強化に努めています。

また、産業廃棄物処理業者に関する情報を一元的に管理するシステムや赤外線カメラ搭載ドローンの活用、ウェアラブルカメラや遠隔操作対応監視カメラの導入による効率的・効果的な監視指導を行います。

- 産業廃棄物の処理施設については、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき周辺住民との紛争の予防を図ります。

また、処理業の許可については、廃棄物処理法に基づき厳正に審査を行うとともに、指導・監督を徹底していきます。

- PCB 廃棄物・使用製品については、国や関係団体等との緊密な連携により、事業者に対する働きかけを行い、確実な処理の推進を図ります。

廃棄物の不適正処理の防止

- 廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、休日・夜間パトロールやヘリコプターを使用した空からのパトロールを実施するとともに、不法投棄場所を電子地図にマッピングし、不法投棄情報を蓄積・分析・共有する「福岡県不法投棄マッピングシステム」を活用し、効果的な監視ルートの設定や未然防止に取り組みます。

災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

- 災害の規模・状況に応じた的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。【柱7にも掲載】

未来のために、プラスチック削減!!

～プラスチック資源循環の促進～

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、全世界的に様々な問題を引き起こしています。海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、県民、事業者、自治体など幅広い主体が一丸となって、プラスチックごみ対策を推進する必要があります。

→柱4重点プロジェクト「地域の力（ちから）で河川や海岸を美しく！」とも関連

取組の背景

プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックごみによる生態系や海洋環境への影響が懸念されており、プラスチック資源循環の促進や適正処理の推進が求められています。

海岸に漂着したプラスチックを含む海ごみ



世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
の構成資産である沖津宮遙拝所下の海岸

ふくおかプラスチック資源循環憲章

プラスチックごみ削減を県全体で進めるため、2020（令和2）年7月に「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しています。

憲章では、「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクル推進」、「バイオプラスチック等の代替品の適正な利用促進」の取組を中心に、できることから一つずつ実践し、プラスチックごみ問題の解決に向けて行動するよう定め、県民、事業者の取組を促進しています。



プラスチック削減啓発ポスター



ふくおかプラスチック資源循環憲章へのリンク

ふくおかプラごみ削減協力店

2020（令和2）年7月に、プラスチックごみ削減に取り組む事業者の登録制度「ふくおかプラごみ削減協力店」を創設しました。協力店では、レジ袋削減、バイオプラスチック等のプラスチック代替品の利用促進、従業員・消費者への意識啓発などに取り組んでいます。

また、10月をプラスチックごみ削減の強化月間として、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、事業者、県民への取組を促進しています。

今後は、令和3年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」も踏まえ、資源循環の促進や適正処理を一層促進していきます。

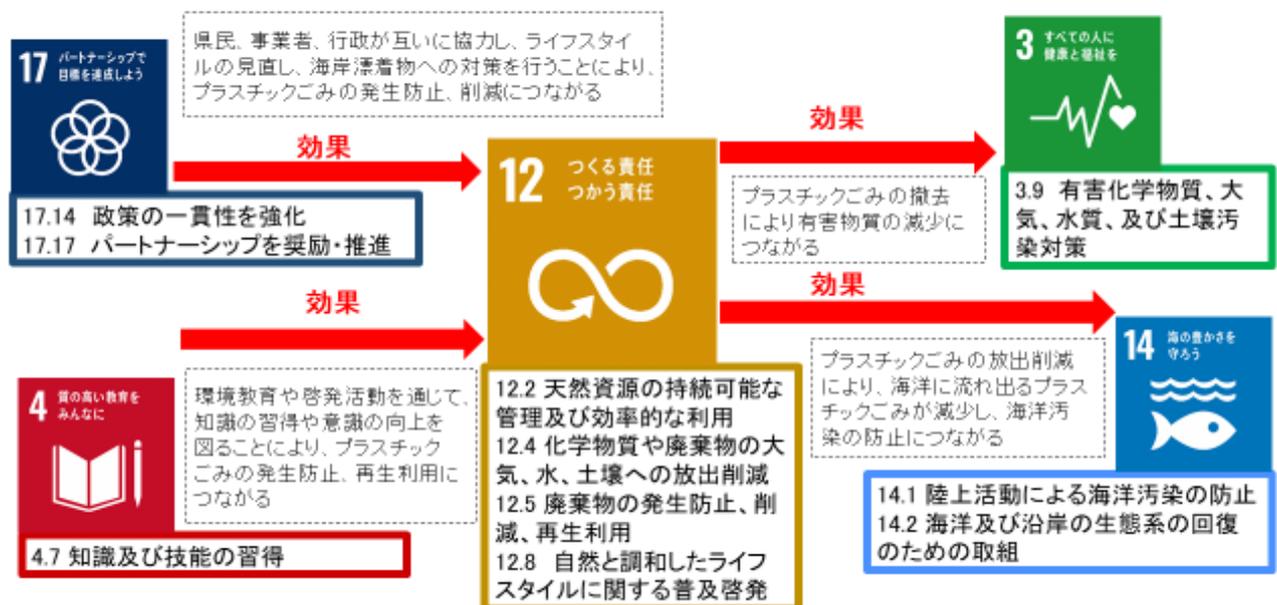


プラスチックごみ削減ロゴマーク



ふくおかプラごみ削減協力店
紹介 HP

SDGs ゴール・ターゲット関連図



重点的に推進するプロジェクト

「もったいない！」で考える、食品ロス削減

～食品ロス削減の推進～

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまいます食品のことをい
い、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、日常的に発生してい
ます。食品ロスを削減していくためには、各段階において、それぞれの立場で主体
的に取り組み、社会全体として対応していくことが必要となっています。

取組みの背景

本県では、年間約 21.5 万トンの食品ロスが発生しています。県民意識につ
いては、県民の 90%以上が「食品ロス」について認知していますが、実生活
で食品ロス削減に取り組んでいる県民の割合は、約 60%に留まっています。

食品ロスの例



家庭での未利用食品



規格外品

福岡県食品ロス削減推進計画の策定

県民一人ひとりが食品ロス削減の必要性を認識した
上で、製造・流通、外食・販売、消費の各段階におい
て、県民、事業者、関係団体及び行政等の各主体が連
携して食品ロス削減を推進していく社会を目指すた
め、食品ロス削減推進法に基づき、2021（令和3）年
度に福岡県食品ロス削減推進計画を策定しました。



フードバンク活動の普及・促進

本県では、食品衛生上問題がない食品を、廃棄することなく食用とし、食品ロスの削減と食に困っている人への支援につながる、フードバンク活動の普及・促進を図っています。これまで、フードバンク活動ガイドラインの策定、（一社）福岡県フードバンク協議会への支援などに取り組んでいます。

福岡県食品ロス削減県民運動協力店

本県では、飲食店や小売店での食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減に取り組む店舗を「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」（通称：食べもの余らせん隊）として、登録し、県民に周知することで、食品ロス削減に取り組む飲食店及び小売店の利用を促進しています。



今後も、福岡県食品ロス削減推進計画に基づき、県民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって、食品ロスの更なる削減を図っていきます。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



ICT を活用した産業廃棄物の監視指導強化

～ごみの不適正処理の未然防止、早期解決を図ります～

本県では、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査や本庁及び保健福祉環境事務所合同の立入検査、休日・夜間パトロールなどの実施により監視指導を強化しています。

これらに加え、ICT を積極的に活用し、より効果的な監視指導の実施に取り組んでいます。

1 ウェアラブルカメラ通信システムの導入

2020（令和 2）年度にウェアラブルカメラ（職員が装着し、立入現場を撮影するビデオカメラ）を活用した通信システムを導入し、システムを活用した立入検査等を実施しています。

立入検査の現場で職員が撮影した映像を、執務室においてリアルタイムで確認できるため、職員間の情報共有が容易になるとともに、執務室で待機する熟練した職員による即時のサポートが可能となり、業者に対してより効果的な指導を行えるようになりました。

ウェアラブルカメラを使用した立入検査の様子



執務室で現場の状況を確認



立入現場を撮影

2 遠隔操作対応監視カメラの導入

2020（令和 2）年度に遠隔操作が可能な監視カメラを導入しました。

不適正処理がなされている現場の状況や、指導を行っている業者の履行状況を執務室にてオンライン上で監視し、設置現場の状況に応じた監視指導を行っています。



遠隔操作対応監視カメラ

3 ドローンの活用

赤外線カメラを搭載したドローンを導入し、産業廃棄物処理施設の立入検査等に活用しています。

上空から撮影した画像を専用ソフトで解析することで、廃棄物の保管量や埋立面積を正確かつ迅速に計測できます。また、赤外線カメラの機能により廃棄物の表面温度を把握して、火災の未然防止に努めています。

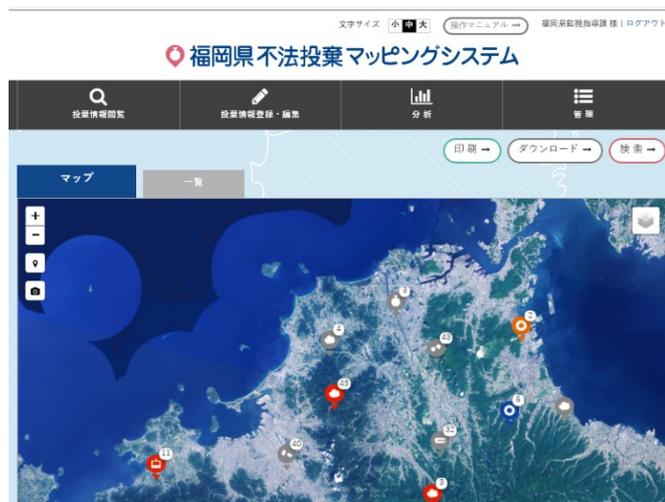


ドローンによる測量

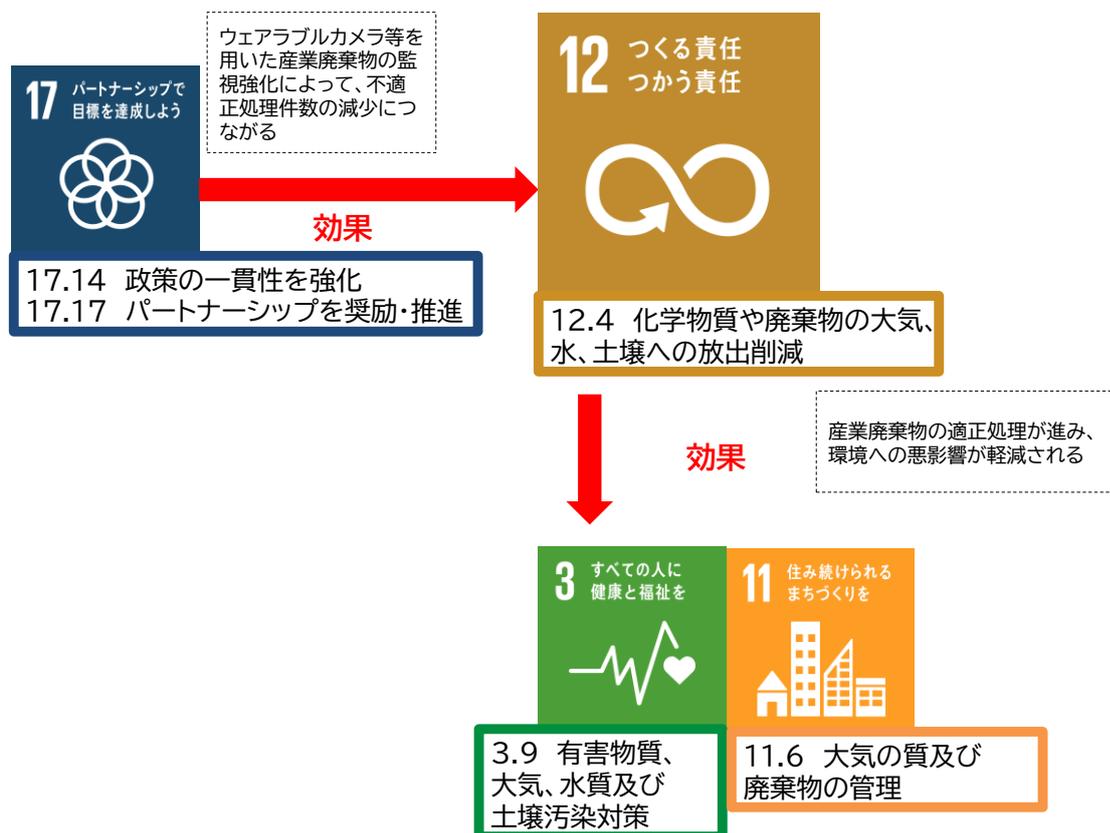
4 「不法投棄マッピングシステム」の活用

カメラのGPS機能を活用して、県で把握した不法投棄に関する情報を電子地図上にマッピングするシステムを運用しています。

GPS機能の活用により、従来は場所の把握が困難な山間部の事案についても速やかに場所を特定することが可能になりました。また、システムに登録された情報は県内市町村と共有し、不法投棄事案への早期対応を図っています。



SDGs ゴール・ターゲット関連図



災害廃棄物処理計画に基づく自治体等との連携

大規模災害時には、多量の災害廃棄物が発生します。その際に発生する災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を実施するため、自治体間等との連携を図り、災害廃棄物処理体制の整備を一層進めます。

取組みの背景

本県では、「平成29年7月九州北部豪雨」の発生以降、大規模災害が続けて発生しており、その度に多量の災害廃棄物が発生しています。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生推計量

平成29年7月九州北部豪雨	54,278トン
令和2年7月豪雨	29,847トン

近年の大規模災害における災害廃棄物の様子



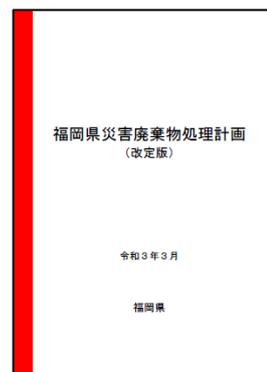
【平成29年7月九州北部豪雨】
朝倉市で発生した流木



【令和2年7月豪雨】
大牟田市内に設置された仮置場
(対象品目ごとに分別して搬入)

福岡県災害廃棄物処理計画の策定

災害の規模・状況に応じた的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、2016（平成28）年3月に福岡県災害廃棄物処理計画を策定（2021（令和3）年3月に改定）し、県ホームページで公開しています。



災害廃棄物処理のための連携の強化・人材育成

大規模災害で発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理にあたっては、県域を越えた連携体制の構築が必要であることから、熊本地震等の経験を踏まえ、2017（平成29）年11月に九州・山口9県において災害廃棄物処理等について相互に支援するための協定を締結しました。

本協定に基づいて、「令和元年8月九州北部豪雨」では佐賀県、令和2年7月豪雨では熊本県の災害廃棄物の収集・運搬等について支援を行いました。

また、本県は、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物関係事業者団体と災害廃棄物処理等の協力に関する協定も締結しています。

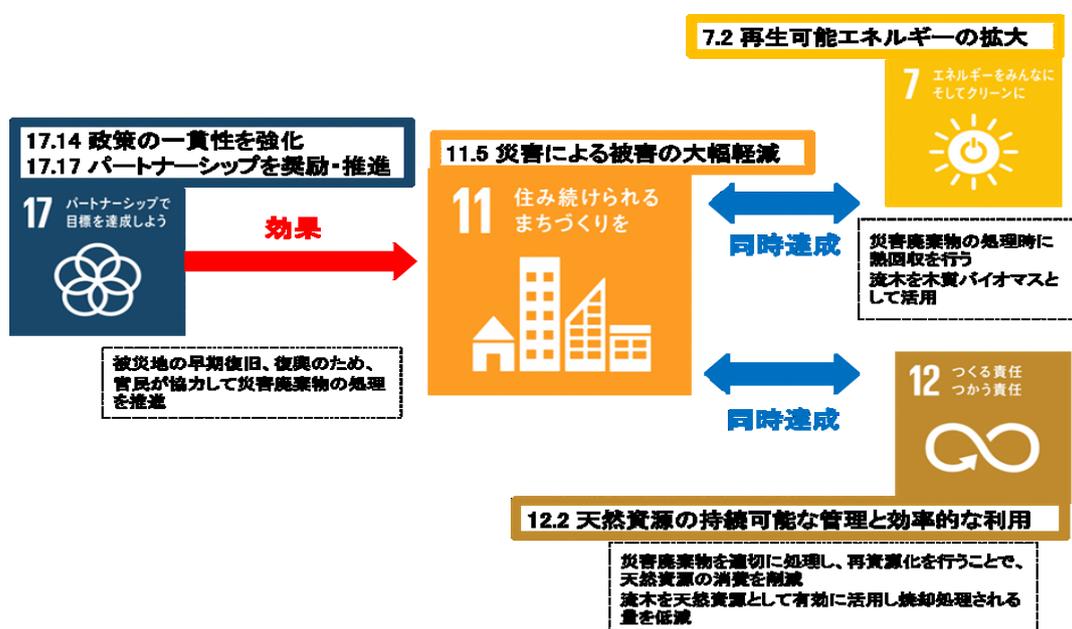
災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定の締結

締結先	協定の内容
九州・山口各県	職員の派遣、被災状況の把握、仮置場の管理・運営等、被災県が廃棄物処理等における初動対応として要請した事項に係る支援
公益社団法人福岡県産業資源循環協会	災害廃棄物(がれき等)の撤去、収集・運搬及び処分
福岡県環境整備事業協同組合連合会	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処分
一般社団法人福岡県解体工事業協会	被災した建造物の解体及びそれに伴う災害廃棄物の撤去等
福岡県清掃事業協同組合連合会	災害廃棄物(がれき等)の撤去、収集・運搬及び処分

さらに、市町村における災害廃棄物処理の実効性を高めるため、市町村職員等関係者に対する研修等を行っています。

今後も災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を可能にするため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、関係者間の連携の強化や人材育成に努めます。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
循環型社会の推進	一般廃棄物最終処分量	171千トン (2025年度)	182千トン (2019年度)	2018年度 (182千トン)から 6%削減
	産業廃棄物最終処分量	526千トン (2025年度)	520千トン (2018年度)	2018年度 (520千トン)から 1%増以内
	食品ロス削減推進計画から引用			

3 自然共生社会の推進（柱3）



目指す姿

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- 地域の自然や生きものに関心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。

現状・課題

- 生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。自然環境や生物多様性を保全することは、人間と自然の共生が確保されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。
- 国においては、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定（2012（平成24）年9月）しており、本県においても、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、**2013（平成25）年3月に「福岡県生物多様性戦略」を、2018（平成30）年3月に同戦略第2期行動計画を策定し、地域が自立的に生物多様性の保全に取り組むことができる環境を整備してきました。そして、2022（令和4）年3月には、国の生物多様性国家戦略の改定内容の方向性等を踏まえた新たな福岡県生物多様性戦略を策定し、様々な主体による取組が県内各地で生まれるよう施策を推進します。**
- 地域の生物多様性の保全等には、地域の社会的・自然的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法では、県だけでなく市町村による施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。
- 「生物多様性」という言葉についての認知度は **39.0%（2020（令和2）年度）** であり、依然低い状態となっています。
- 「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」において絶滅危惧種等として記載されている種の数はいずれも1,611種に上ります。

また、「福岡県レッドデータブック」では、各絶滅危惧種の危機要因も記載しており、これまでに増加したリスクとして、維管束植物ではシカによる食害、鳥類では気候変動や生息地の改変、爬虫類、両生類では水辺環境の変化等を挙げています。

「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」における種の内訳

カテゴリー	I	II	III	IV	計
植物群落	13	28	32	16	89

カテゴリー	絶滅	絶滅危惧 I A 類	絶滅危惧 I B 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧	情報不足	その他のカテゴリー	計
植物 (維管束)	37	278	131	98	39	21	野生絶滅 2	606
植物 (その他)	1	絶滅危惧 I 類 8		8	12	10	-	39
哺乳類	4	1	1	6	10	2	-	24
鳥類	2	12	9	25	38	4	-	90
爬虫類	-	-	1	2	3	1	-	7
両生類	-	1	1	5	4	-	-	11
魚類	1	11	12	12	28	17	野生絶滅 1	82
昆虫類	6	37	73	119	126	56	-	417
貝類	2	23	48	70	90	45	-	278
甲殻類 その他	-	5	7	5	18	10	-	45
クモ系類等	-	-	-	1	5	6	-	12
計	53	1,010			373	172	3	1,611

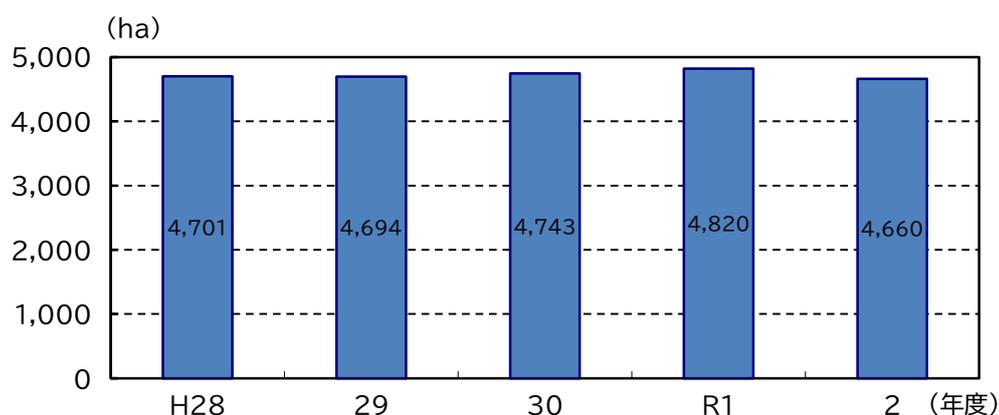
注 植物群落、植物（維管束）、植物（その他）、哺乳類及び鳥類については、「福岡県レッドデータブック 2011」の掲載種数であり、その他の高次分類群については、「福岡県レッドデータブック 2014」の掲載種数を掲載

- 本県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。（2020（令和2）年10月公布、2021（令和3）年5月施行）
- 野生鳥獣は、生物多様性を維持していく中で重要な役割を果たしている一方で、農林水産物や生態系へ深刻な被害を及ぼす種も見られ、総合的な鳥獣の保護及び管理を図る必要があります。
- 外来生物法により政令で指定されている特定外来生物は、156種類（7科、13属、4種群、123種、9交雑種 2020（令和2）年11月時点）ですが、そのうち県内でこれまでに生息・生育が確認されたことがあるものは25種（2020（令和2）年7月時点）となっており、外来種による被害は生物多様性に対してだけでなく、人の生命・身体や農林水産業に係る被害も懸念されています。
- 地球温暖化等の地球環境の変化は、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯等、環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があるとしてされています。地球温暖化の進行により、暖地性の生物の

分布域が北上しているほか、高標高地に生息・生育する生物の分布域の縮小や絶滅が懸念されています。

- 道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備にあたっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっています。
- ふくおかエコ農産物認証制度の取組や環境保全型農業直接支払交付金の活用を一体的に推進した結果、2020（令和2）年度の減農薬・減化学肥料栽培面積は4,660haで、直近5年間は、4,700ha前後で推移しています。

減農薬・減化学肥料栽培面積の推移



- 水産資源の持続的な利用には、漁礁の設置や底質環境の改善等の漁場づくりと資源管理の推進、種苗放流による資源づくりが必要です。この取組は、生物多様性保全の観点からも重要です。
- 県内各地でNPO等の団体が生物多様性に関わる活動を行っていますが、活動資金の不足、人材不足、取組の継続性等の課題を抱える団体も少なくありません。
- 近年、人と動物の健康、そして環境の健全性はひとつのものであるという「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、本県におけるワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進するため、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。（2021（令和3）年1月公布・施行）

- レッドデータブックの定期的な見直しに向けて自然環境調査を実施するとともに、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき指定された種について、**必要に応じ**保護回復事業を実施します。
- 全国で唯一朝倉市黄金川に自生するスイゼンジノリは、古くから郷土の味として親しまれていましたが、近年、生育環境の悪化により絶滅が危惧されたため、朝倉市、地元保全団体、本県による「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」を設置し、保護の取組を実施しています。スイゼンジノリや筑後川のエツ等本県の特色ある郷土料理の素材を守ることは、文化の伝承や生物多様性の保全と持続的な利用につながります。
- 野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣を保護するための鳥獣保護区を指定するとともに、野生鳥獣による被害対策として、捕獲や防護柵の設置等の被害防止策を総合的に実施しており、捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用の推進を図ります。また、鳥獣の保護についての普及啓発のため、野生鳥獣保護モデル校の指定や、愛鳥週間における探鳥会の開催等を実施します。
- 本県における外来種の実態を示した福岡県侵略的外来種リストや、外来種の防除マニュアルを作成し、周知することで、多様な主体による防除を推進します。
- **希少野生動植物種及び里地里山の生態系に影響を与える野生動物の生息状況調査等の結果を踏まえ、生物多様性保全対策について、より一層推進します。【柱Ⅰにも掲載】**

生物多様性プラットフォームを活用した啓発

- **希少野生生物や外来種等の情報や環境保護団体の活動状況等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めていきます。【柱Ⅶにも掲載】→p.●柱Ⅶ重点プロジェクト**

地球温暖化対策との連携

- 生物多様性の保全は地球温暖化と密接に関わりがあり、ともに省資源や省エネルギー型の社会への転換が必要となっています。総合的な地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を進めていきます。

自然環境の保全によるワンヘルスの取組

- 人と動物の健康、そして環境の健全性はひとつのものです。自然環境の保全や、**自然とのふれあいを通じた健康づくり等**に取り組むことにより、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に定められている「ワンヘルス」の理念の実現に貢献します。

環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価手続が各事業の実施に当たり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然の豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、

環境影響評価の各段階において、必要に応じ、事業者に対し意見を述べます。

生物多様性に配慮した公共工事の推進

- 公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種等の生息・生育環境への影響の回避・低減等の生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。

Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）

- グリーンインフラ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点を導入して、生物多様性を活用した県土づくりに関する施策の展開を図ります。＜実施予定＞【柱Ⅰにも掲載】

【生物多様性の持続可能な利用】

生物多様性に配慮した農林水産業の推進

- 水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林の有する公益的機能に対して、県民の期待や要望が高まっており、適切な森林整備により、健全な森林づくりを進めていくとともに、公共建築物等における県産木材の積極的利用を推進していきます。
- 農林業における農薬や肥料の適切な使用やバイオマスの活用等は、生物多様性保全への効果も期待されており、今後もこれらの技術の開発・普及に努めます。
- 生物多様性の保全や良好な景観の形成等にとって重要な役割を担う農地を保全するため、水路の泥上げや法面の草刈り等の活動を支援します。
- 水産物の安定供給と生物多様性保全の観点から、魚礁の設置や藻場の保全、底質環境の改善等により、海や河川の特성에応じた漁場づくりを推進します。また、適切な資源管理と種苗放流による、水産資源の維持・増大や漁場環境に応じた養殖管理の徹底を図っていきます。

里地里山里海の適切な利用と管理

- 農山漁村地域は、日々の食料が生産される場であるだけでなく、県土の保全や水源のかん養、美しい景観や豊かな生態系の保全、郷土料理に代表される文化の伝承等多面的な機能を有しています。これらに対する県民の理解を深めるため、自然との触れ合いの場の提供、地産地消の推進、農林水産業体験、まち（都市部）とむら（農山漁村）の交流を促進します。
- 久山町では、九州大学都市研究センターと共同で持続可能な成果を測る新経済指標「新国富指標」を活用したまちづくりに取り組んでいます。この新指標は、国内総生産では測れない地域の自然や住民の健康等

を資本として、金額により客観的に評価するものです。同町では、住民アンケートを基に新国富指標を算出し、住民ニーズの高い事業に重点的に予算配分する等の取組を行っています。

こうした「新国富指標」をまちづくりに活用する動きは、宮若市、中間市、直方市等県内の他の自治体にも広がりつつあります。

県としても森林や農地の適正管理、持続可能な農林水産業への支援等を通じて自然資本の向上に取り組んでいきます。

- 独特の自然景観や文化・伝統、多様な生きものが生息・生育する場、人々に潤いや安らぎを与えてくれる場としての重要性が再認識されている里地里山里海について、将来にわたりその自然資本から得られる生態系サービスを楽しむため、適切な利用及び管理を進めていきます。

里地里山における生態系保全の推進

～野生動物の生態系への影響調査～

多くの絶滅危惧種が生息生育する里地里山において、野生動物の生息状況の調査を行い、周辺環境への影響を把握することにより、生態系の保全・再生方法の方向性を示し、地域の生態系の保全を推進します。

取組みの背景

人と自然が共生し、多くの絶滅危惧種が生息生育する里地里山は、現在では手入れ不足による自然の質の低下が生物多様性を劣化させているほか、近年では野生動物の増加による周辺環境の悪化が問題となっています。

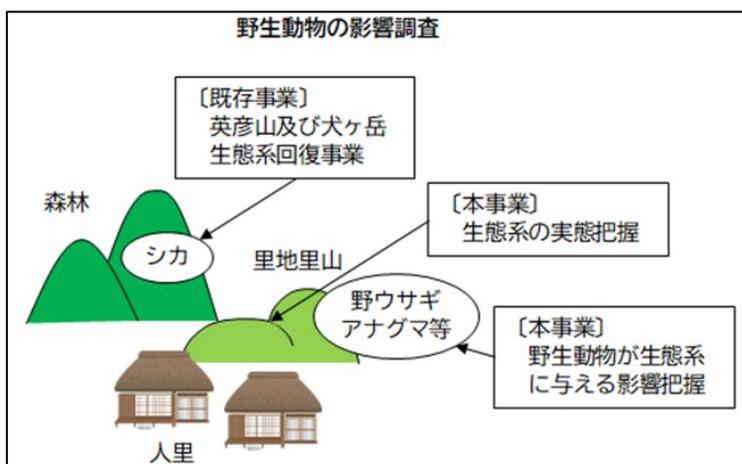
生物多様性保全の観点から、野生動物が里地里山における生態系に及ぼす影響を明らかにする必要があります。

野生動物の影響調査の実施

里地里山に生息している野ウサギ、アナグマ等の野生動物が、その地域の生態系にどのような影響を及ぼしているのか調査を行います。

痕跡調査に加え、センサーカメラを設置し、その地域に生息する野生動物の種やその行動の実態を把握します。

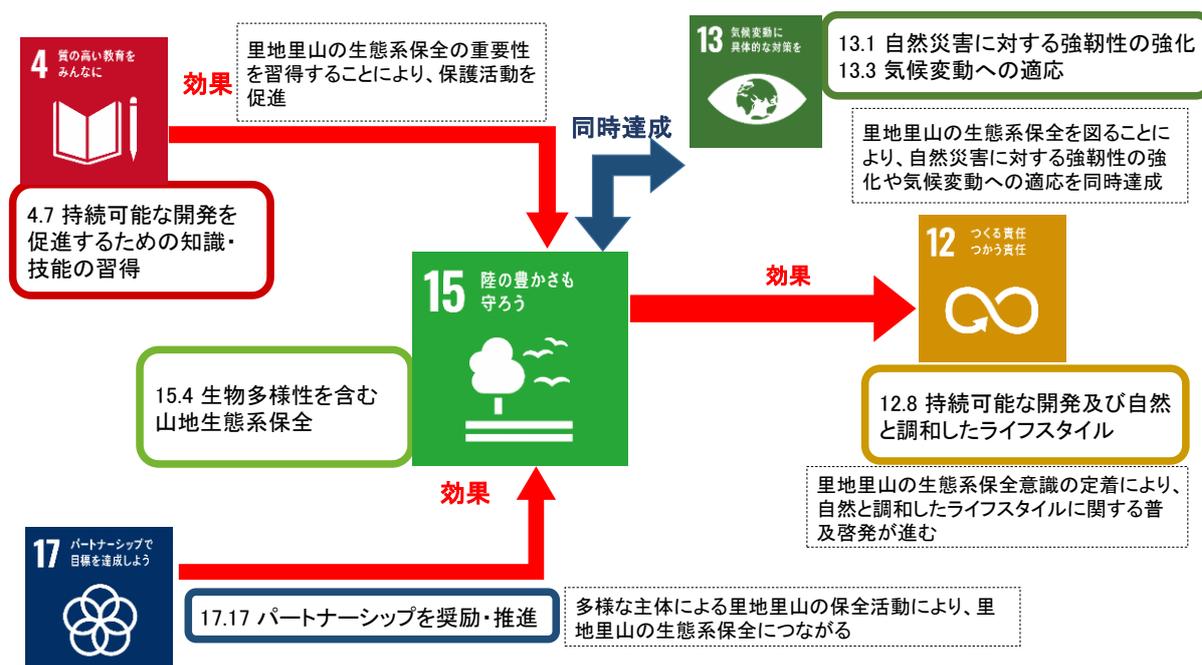
野生動物が入らない柵を設け、柵内外において、被食植物や植生、昆虫類の変化を把握します。



調査成果の活用

野生動物の影響調査を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、本県ホームページで情報発信することにより、多様な主体による保全・再生活動を促進していきます。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
自然共生社会の推進	次の項目や関係計画から引用することで設定 ○ 生物多様性の保全、自然再生 ○ 生物多様性の持続可能な利用			

4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（柱4）



目指す姿

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全**形成**に取り組み、**誇り**を持って次の世代に**継承**することができる社会。

現状・課題

【大気環境の保全】

大気汚染常時監視測定局の環境基準達成状況
(達成局数／測定局数、令和2年度)

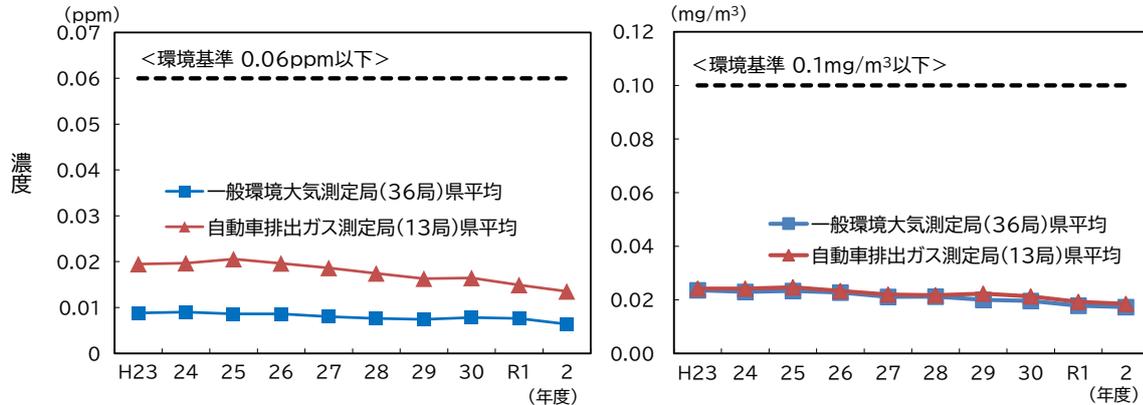
局区分	項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他	全 般	達成率
一般環境 大気測定局	二酸化硫黄	8 / 8	3 / 3	6 / 6	2 / 2	13 / 13	32 / 32	100 %
	二酸化窒素	13 / 13	8 / 8	5 / 5	2 / 2	13 / 13	41 / 41	100 %
	一酸化炭素	1 / 1	-	1 / 1	-	-	2 / 2	100 %
	浮遊粒子状物質	10 / 10	8 / 8	6 / 6	4 / 4	13 / 13	41 / 41	100 %
	光化学オキシダント	0 / 13	0 / 8	0 / 5	0 / 4	0 / 13	0 / 43	0 %
	微小粒子状物質	10 / 10	4 / 5	2 / 2	3 / 3	13 / 13	32 / 33	97 %
自動車排出 ガス測定局	二酸化硫黄	-	1 / 1	-	-	-	1 / 1	100 %
	二酸化窒素	4 / 4	8 / 8	1 / 1	-	1 / 1	14 / 14	100 %
	一酸化炭素	2 / 2	1 / 1	1 / 1	-	1 / 1	5 / 5	100 %
	浮遊粒子状物質	4 / 4	8 / 8	1 / 1	-	1 / 1	14 / 14	100 %
	光化学オキシダント	0 / 1	0 / 1	-	-	-	0 / 2	0 %
	微小粒子状物質	2 / 2	4 / 4	-	-	1 / 1	7 / 7	100 %

- 二酸化硫黄及び一酸化炭素は、過去10年以上、全測定局で環境基準を達成している状況が継続しています。

- 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、全測定局で環境基準を達成しており、過去 10 年間、環境基準よりも低い値で推移しています。

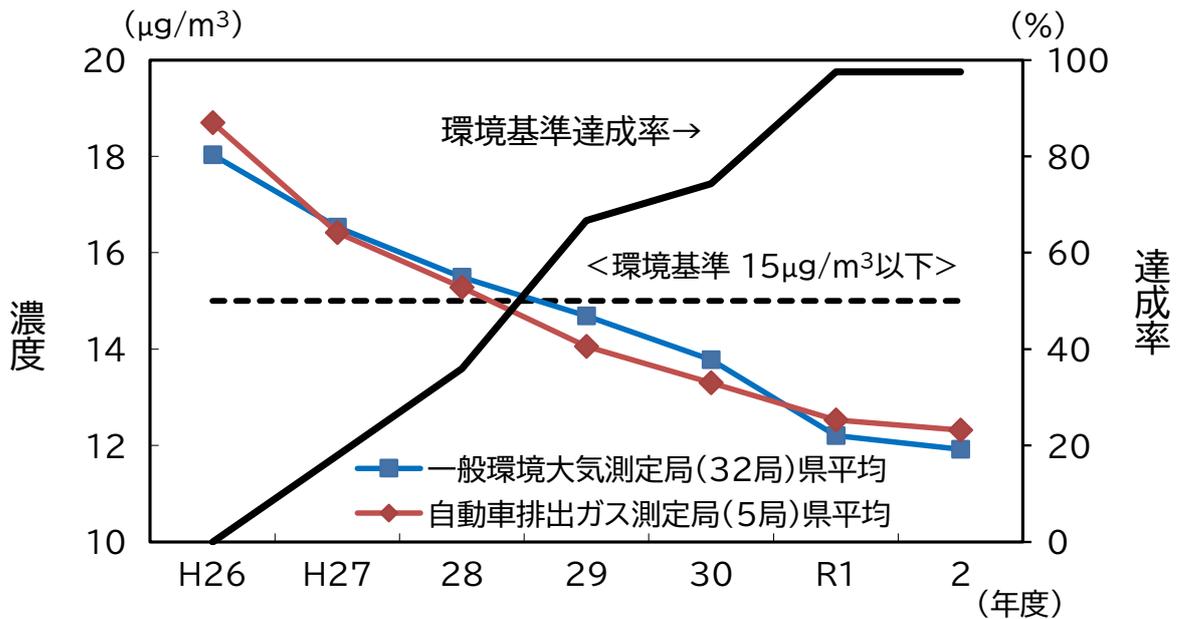
二酸化窒素濃度の推移

浮遊粒子状物質濃度の推移



- 微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準の達成率は、2014 (平成 26) 年度は 0% と低い状況にありましたが、達成率は徐々に上がっており、2020 (令和 2) 年度は達成率 98% と顕著に改善しています。

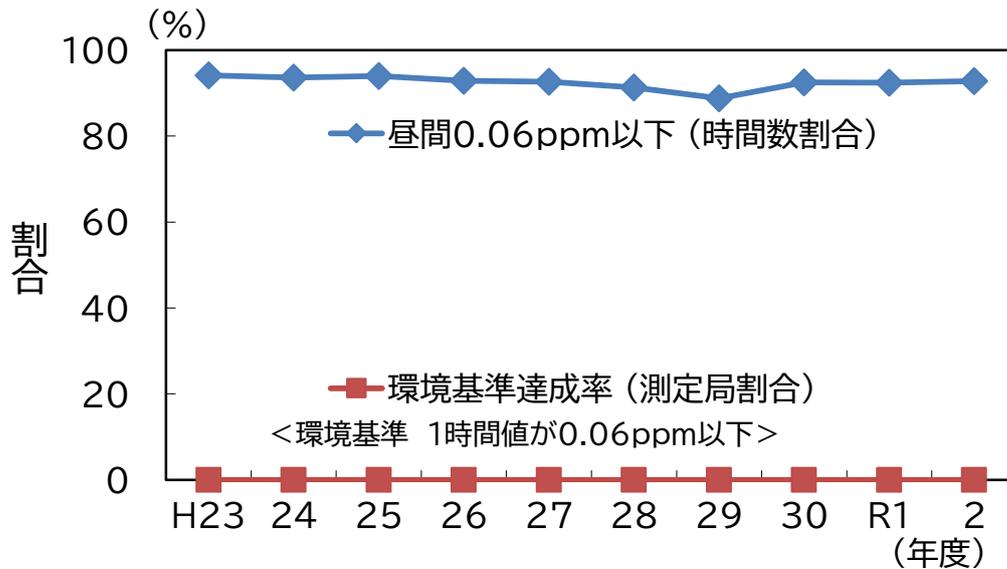
微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年変化



- 光化学オキシダントは、全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できていない状況が続いています (2019 (令和元) 年度の一般環境大気測定局での達成率は 0.2%)。本県においても全測定局で未達成⁵ですが、昼間の時間の約 93% は環境基準を達成しています。

⁵光化学オキシダントの環境基準は、昼間の 1 時間ごとの濃度で評価するため、1 年のうち 1 時間でも環境基準を超えると未達成になります。

光化学オキシダントの昼間 0.06ppm 以下の時間数割合



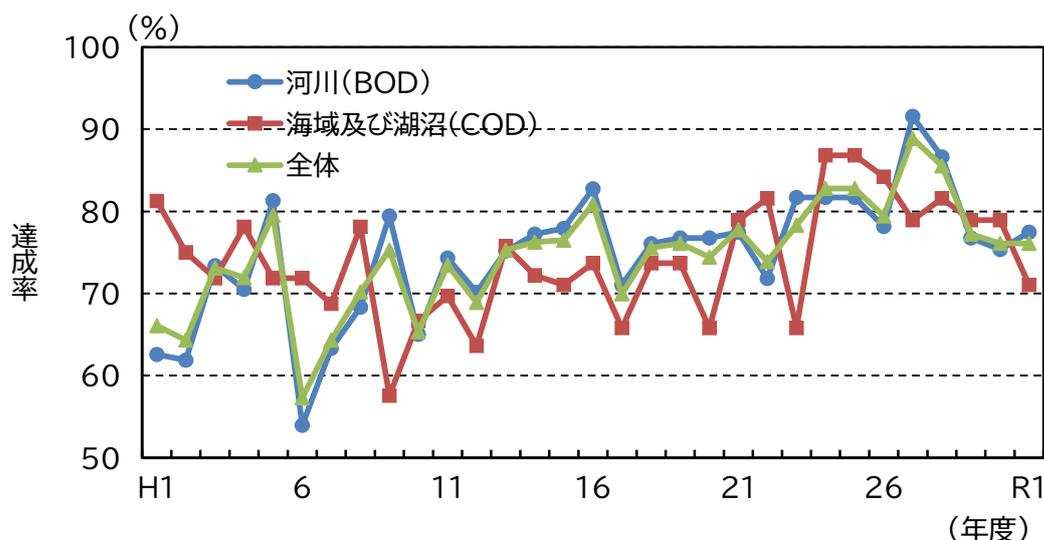
- 微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについては、国内発生源に加えて、広域的な越境汚染も問題となります。本県では、濃度が上昇する場合には注意を呼びかけます⁶。
- 石綿（アスベスト）を含む材料が使用された建築物等が順次耐用年数を迎え、それらの解体工事等が今後全国的に増加することが予測されています。そのため、大気汚染防止法が改正され、2021（令和3）年4月から規制が強化されました。

【水環境の保全】

- 本県内の公共用水域全体で見ると、水質は徐々に改善してきているものの、閉鎖性海域や一部の河川では長期間環境基準を達成していません。
- 本県内の一部の海域では、栄養塩の著しい減少や底質の悪化による生態系への影響が懸念されており、海域の生態系バランスを考慮した豊かな海域を目指す取組が求められています。
- 森林の荒廃による水源かん養機能の低下が懸念されています。また、都市化による雨水の地下浸透の阻害等が健全な水循環に影響を与えています。
- 汚水処理をみなし浄化槽（単独浄化槽）やくみ取りにより行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れ込み、水質汚濁の要因の一つとなっていることから、下水道の整備や合併浄化槽への転換等を促進する必要があります。

⁶本県における光化学オキシダント注意報の発令は6回（過去5年間）、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起は4回です。

本県内の水質環境基準達成状況の推移(BOD、COD)



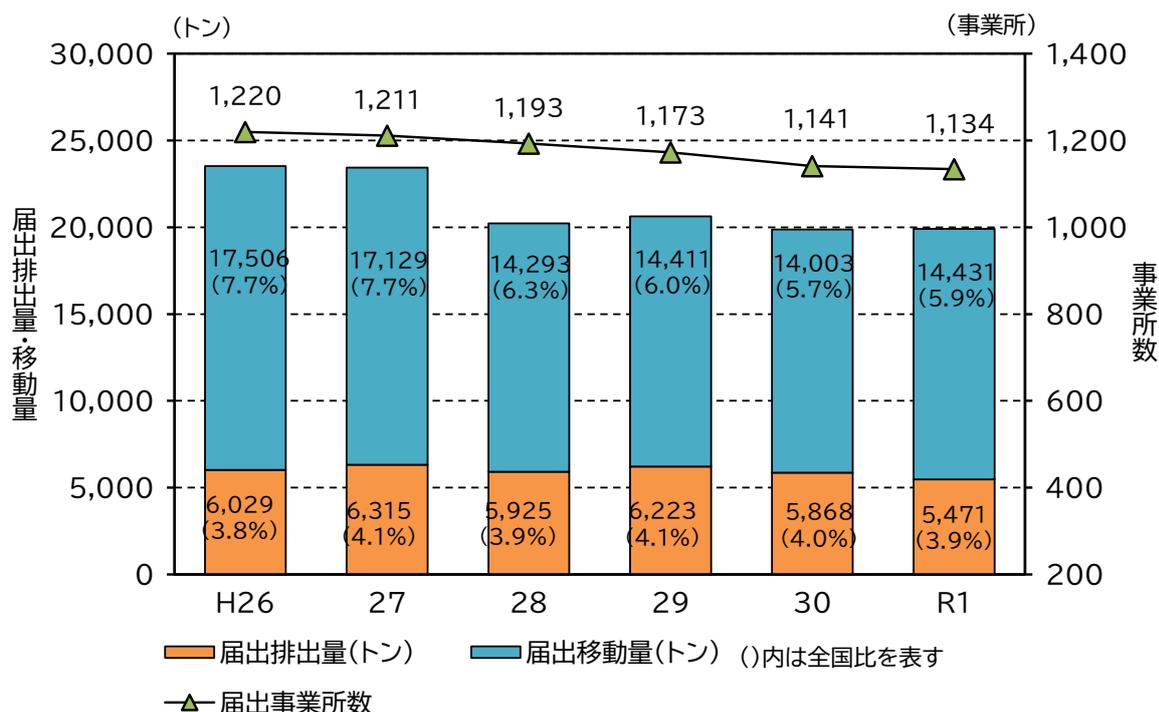
【土壌環境の保全】

- 本県内では、2019（令和元）年度末現在で、土壌汚染対策法に基づく要措置区域はありません。また、形質変更時要届出区域が22件指定されています。
- 土壌は、物質の循環や生態系維持の要として重要な役割を果たしています。その土壌が有害物質により汚染されると、人の健康に影響を及ぼすとともに、農作物の生育阻害等により生活環境に影響を及ぼします。
- 本県内では、2018（平成30）年度末現在で水道未普及人口が約27万5千人であり、土壌汚染周辺地区での井戸水飲用によるリスクを低減することが特に重要です。

【化学物質等による環境・健康影響対策】

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づき、化学物質の排出量、移動量の把握、公表が行われ、これらを通じ事業者による化学物質の適正管理が促進されています。
- 災害や事故に備え、有害物質等を使用・貯蔵する事業場等の情報を把握できるようにしておくことが重要です。

本県内の届出排出量、移動量及び事業所数の推移



【その他の生活環境の保全】

- 自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音については、一部で環境基準を達成していません。
- 悪臭については、工場・事業場から発生する悪臭原因物質の濃度を規制することで対応を行ってきましたが、近年では身近なサービス業から発生する悪臭に対する苦情が増加傾向にあり、従来の濃度規制による対応が難しくなっています。そのため、住民の被害感と合致し、複合臭や未規制物質に対応できる臭気指数規制への移行を進めています。

施策の方向

【統合的な対策】

公害対策

- 公害に係る紛争について、福岡県公害審査会を活用し、紛争の解決を図るとともに、環境保全協定の締結等により、統合的な環境保全・公害防止対策を講じていきます。
- 融資制度等の財政上の支援制度により県内事業者の環境保全施設・設備の導入を促進します。【柱6にも掲載】

都市計画

- 都市内の限られた土地資源を有効に配分し、環境と調和しながら、活力のある社会経済活動の場として機能し、県民が快適で幸せを感じながら、安心して暮らしていくことができる都市計画を進めます。
- **広域景観計画を通じて、広域的観点から美しい景観の保全形成を推進します。**また、市町村における景観のルールづくりを支援します。

【大気環境の保全】

大気環境の常時監視体制の整備

- 県内に常時監視測定局を整備して大気汚染物質の測定を行います。

大気汚染防止対策

- 光化学オキシダント及びPM_{2.5}については、高濃度時に注意報等を発令し、県民に注意を呼びかけるとともに、国と連携して発生メカニズムの解明等に取り組み、最新の知見に基づく正確な情報の普及を推進します。
- 大気汚染については、工場・事業場等の監視指導を徹底するとともに、交通の円滑化、**エコドライブの普及啓発や次世代自動車等の普及促進**、公共交通・自転車の利用促進等の自動車排ガス対策を推進します。
【柱Ⅰにも掲載】
- 大気汚染物質の移流のように国境を越える環境問題を解決するため、国際環境協力を推進し、アジア地域の環境改善に取り組みます。
- 大気汚染防止法に基づく解体現場への立入検査等により、石綿の飛散防止に取り組みます。
- 本県の保健環境研究所において、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、大気汚染防止対策に関する課題の解決に向けた研究を推進します。

【水環境の保全】

水環境の監視体制の整備

- 水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水の常時監視を行います。

水質保全対策

- 水質汚濁については、工場・事業場の立入検査等により排水水質及び地下水汚染防止に係る施設構造等についての指導を行います。
- 計画的かつ効率的に汚水処理施設を整備するため、福岡県汚水処理構想（2017（平成29）年3月策定）に基づき、本県と市町村が連携し

て、地域の特性に応じた下水道や浄化槽等の污水处理施設の整備を促進します。

- 下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策のため、県費補助制度により市町村が実施する計画的かつ効率的な浄化槽整備事業を支援します。
- 多自然工法の採用や透水性舗装の採用、森林整備等により自然が本来持つ浄化作用や水循環機能の回復を図ります。
- 本県の保健環境研究所においては、定期的なモニタリング（環境測定）を行うとともに、水環境の保全に関する研究を推進します。
- 生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布や児童生徒への環境教育等、水辺環境保全への意識を高めるための取組を推進します。【柱7にも掲載】
- 県が管理する河川及び海岸について、清掃、除草等の愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。【柱7にも掲載】

【土壌環境の保全】

土壌汚染対策法に基づく適切な管理

- 土壌汚染対策法等の制度に基づき、土壌汚染の状況を的確に把握するとともに、人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染による環境リスクを適切に管理します。

農用地の土壌汚染対策

- 鉱業活動（亜鉛製錬）に由来する農用地のカドミウム汚染については、客土等の汚染対策を継続実施するとともに、カドミウム汚染米の発生を抑制するため、湛水管理栽培を指導します。

【化学物質等による環境・健康影響対策】

化学物質の適正管理

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）を適切に運用し、化学物質に関する情報の提供、排出量等の把握、公表を行います。
- 有害物質等を使用・貯蔵する事業場等の情報を集約し、関係機関で情報共有します。

ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類等有害性が明らかな化学物質等の環境・健康リスクを適切に管理するため、排出抑制や適正管理・処理を徹底します。

農薬の安全使用対策

- 効率的に農薬を使用し、農作物の病虫害の発生状況を的確に把握し、防除適期等の情報を関係機関等に提供します。

【その他の生活環境の保全】

騒音・振動・悪臭対策

- 自動車交通騒音・振動や新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音については、管理者等への対策強化の要請等を行っていきます。
- 騒音・振動や悪臭については、対策の実施主体となる市町村の施策に資するよう、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対し騒音対策の強化を要請する等広域的な対策に取り組みます。

放射線

- 放射線については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定により、国によるモニタリングが実施されています。また、本県では、原子力規制委員会原子力規制庁の委託事業や交付金事業により県内9か所に固定型の放射線測定器（モニタリングポスト）を設置し、常時測定結果に基づき県民に対する的確な情報の提供に努めます。

花粉症対策

- 花粉症対策**品種の植栽により**、花粉の少ない森林づくりを進めていきます。

地盤沈下

- 「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」対象地域において、地盤変動の状況を把握し、地盤沈下防止と地下水の保全に努めます。

重点的に推進するプロジェクト

目に見えない大気汚染や水質汚濁等から県民を守る

～常時監視等による安全安心の確保及び発信～

本県では、大気や水の状況を常時モニタリングするとともに、大気や水環境が悪化し人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合には、緊急時の措置を講じるなどし、誰もが安全で安心して暮らせるよう快適な生活環境を保っていきます。

大気・水環境の常時監視

【取組の背景】

健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図るため、大気汚染・水質汚濁防止対策を進める上で大気・水環境の状況を把握する必要があります。

【主な取組】

本県では、県内 55 の常時監視測定局で大気環境を測定するとともに、県内 183 の環境基準点で水質測定を実施しています。

大気環境の毎時の常時監視データは県ホームページで公表しており、微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダントが高濃度になる場合には注意を呼び掛けています。なお、大気中の PM_{2.5} は 2014（平成 26）年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、2020（令和 2）年度は 98% の測定局で環境基準を達成しており、顕著に改善しています。

また、油流出等の水質事故の発生時には、関係機関と連携し、情報共有や水質検査を実施するなど、被害拡大防止に向けた対策を行っています。

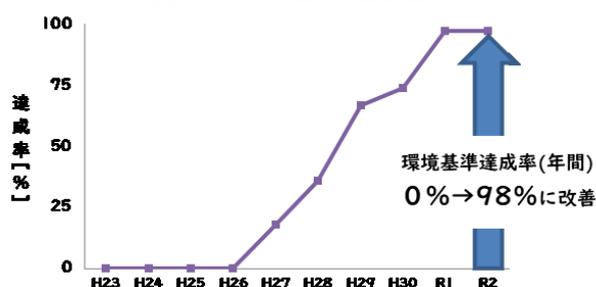
大気汚染の原因究明・予測の研究

【取組の背景】

光化学オキシダントは環境基準未達成の状態が続いており、大気中濃度も横ばいで推移しています。原因として、地域で排出された汚染物質から生成することに加えて、大陸から移流する汚染物質の影響も考えられます。

【主な取組】

県保健環境研究所では、大気シミュレーションモデルを導入し、光化学オキシダントや PM_{2.5} 等の高濃度発生時の原因究明及び効率的な削減対策実施のために有効な発生源・汚染物質の定量的評価について研究を行っています。また、これらの研究は大気汚染の予測にも役立ちます。



【PM_{2.5} の環境基準達成状況の推移】



【水質検査の様子】

重点的に推進するプロジェクト

地域のか（ちから）で河川や海岸を美しく！

～クリーンリバー・クリーンビーチの推進～

おって背景等を記載

→柱2重点プロジェクト「未来のために、プラごみ削減！！」とも関連

取組の概要

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」として、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録し、その活動を支援しています。



河川愛護活動の状況



海岸愛護活動の状況

県HPの
QRコード

クリーンビーチ推進事業紹介 HP→



登録団体への支援の内容

登録を受けた愛護団体等は、本県から活動に対する支援を得ることができま

す。支援の内容には、活動に対する報償、活動のための需用品の支給、活動中の傷害・賠償責任に備えた保険の加入等があります。

登録や支援の内容に関する詳細は、本県ホームページで公開しています。

指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
健康で快適に暮らせる生活環境の形成	環境基準の達成率	環境基準達成率の向上・達成維持を図る (2026年度)	(2020年度)	環境基準の達成率の向上・達成した項目の達成維持により、県内の生活環境保全を図る
	関係計画からの引用で設定			

5 国際環境協力の推進（柱5）



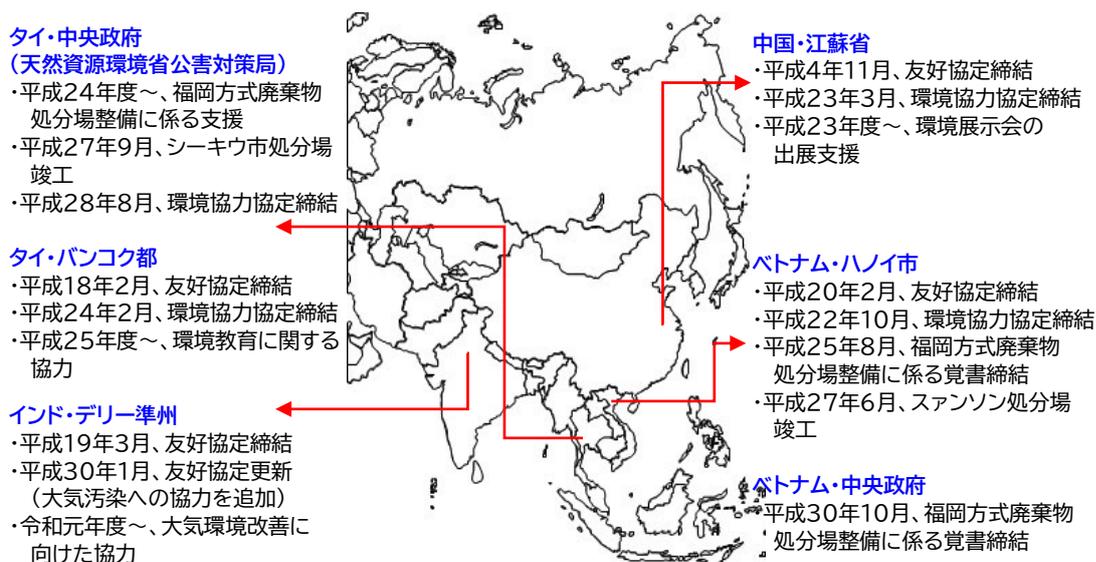
目指す姿

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPO や事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

現状・課題

○ アジア諸地域では、近年の著しい経済発展と都市化に伴う大気汚染や廃棄物等による環境問題が一層深刻化しています。本県は、ベトナム・ハノイ市、中国・江蘇省、タイ・バンコク都及びタイ・中央政府と環境協力協定を締結し、福岡方式（準好気性埋立方式）による廃棄物最終処分場の整備や環境人材育成研修を実施しています。これらアジアの諸地域からは、これまでの本県の環境協力の実績を評価した上で、新たな課題を解決するためのより高度な環境改善技術、地域住民の意識啓発に関する支援が求められています。

本県の国際環境協力事業の相手先とその状況



本県の国際環境人材育成事業への参加者数

(単位:人)

国 地域 年度	中国			小 計	アセアン・インド								小 計	総 計	
	中国				タイ			ベトナム			デ リ ー 準 州	中 央 政 府			マ レ ー シ ア
	江 蘇 省	山 東 省	遼 寧 省		バ ン コ ク 都	中 央 政 府	地 方 政 府	ハ ノ イ 市	中 央 政 府	地 方 政 府					
H18	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	1	1	8	15	
19	4	2	1	7	2	2	-	-	-	-	-	-	4	11	
20	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	1	-	7	14	
21	4	2	1	7	2	2	-	3	-	-	1	-	8	15	
22	4	2	1	7	2	2	-	2	-	-	-	-	6	13	
23	5	2	1	8	2	2	-	4	-	-	-	-	8	16	
24	4	1	1	6	3	2	-	2	-	-	1	-	8	14	
25	3	2	2	7	8	2	-	2	-	-	2	-	14	21	
26	4	2	-	6	6	2	-	4	-	-	2	-	14	20	
27	4	2	-	6	9	2	-	2	-	-	1	-	14	20	
28	3	2	-	5	2	5	5	2	-	-	1	-	15	20	
29	4	-	-	4	9	2	1	2	2	4	1	-	21	25	
30	2	-	-	2	2	2	-	2	-	6	1	-	13	15	
R1	4	-	-	4	2	2	-	2	-	-	2	-	8	12	
招へい人数	53	21	9	83	53	31	6	31	2	10	14	1	14	23	

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により個別テーマコース(中国、アセアン・インド)は中止し、福岡方式処分場普及展開支援コース(ベトナム・フエ省)についてはオンライン研修を実施しました。

- 1993(平成 5)年度から九州北部 3 県(本県、佐賀県、長崎県)及び山口県の日本側 4 県と韓国南岸 1 市 3 道(釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)で日韓海峡沿岸環境技術交流事業を実施しています。

施策の方向

【環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進】

アジア諸地域との環境協力の推進

- 本県と環境協力協定を締結した地域等から環境施策の中核を担う行政官を招き、大気汚染や廃棄物処理等のニーズに応じた研修を本県で実施することにより、人的ネットワークを充実強化します。また、環境協力事業を通じて蓄積した知見を活用し、大学や関係機関と協力しつつ、人材育成や環境技術の交流、環境教育の普及支援を行い、これらの地域の環境改善に貢献します。→p.●柱 7 重点プロジェクト
- 一部機能が北九州市に移転した国の環境調査研修所を活用し、今後、本県や北九州市の特色を活かした国際環境研修等を国や関係機関と連携して実施する等、アジアの環境人材育成に努めます。

【民間国際環境協力の促進】

県内環境関連企業の海外展開に対する支援

- 本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。【柱6にも掲載】
- 福岡アジアビジネスセンターによるセミナーの開催や個別コンサルティング、福岡県海外事務所との連携による現地情報の提供や現地の商慣習等のアドバイスを通じて、環境関連企業を含む県内中小企業の海外展開を支援します。

国連ハビタット福岡本部との連携

- 本県が、福岡市や地元経済界とともに支援している国連ハビタット福岡本部は、アジア太平洋地域で居住環境等の改善事業を行い、国際環境協力を推進します。

本県以外の主体による国際環境協力について

本県以外の主体による国際環境協力について、おって紹介（オイスカジャパン等）

重点的に推進するプロジェクト

アジア諸地域との国際環境協力を推進

～アジア自治体間環境協力推進事業～

本県では、アジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、過去の公害を克服する過程で蓄積してきた環境技術やノウハウを活用して、アジア諸地域への環境協力を推進しています。本県は、環境分野における人材育成や技術交流、産業交流などを骨子とする環境協力協定を、ベトナム・ハノイ市、中国・江蘇省、タイ・バンコク都及びタイ・中央政府と締結しています。

取組みの背景

アジア諸地域では、近年の著しい経済発展と都市化に伴う大気汚染や廃棄物などによる環境問題がますます深刻化しています。これらアジアの諸地域からは、これまでの本県の環境協力の実績を評価したうえで、新たな課題を解決するためのより高度な環境改善技術、地域住民の意識啓発に関する支援が求められています。

国際環境人材育成事業

2006（平成18）年度から、協定締結地域を中心にアジア諸地域の環境施策の中核を担う行政官を招き、研修を行っています。2020（令和2）年度までに231人の研修員が参加しており、今後も人材の育成とネットワークの構築に取り組みます。

国際環境協力事業

研修などを通じて構築したネットワークを活用し、福岡方式廃棄物最終処分場の整備や大気汚染改善など、これまでに引き続き、さまざまな環境協力事業を進めていきます。



福岡方式廃棄物最終処分場の整備支援
(左:タイ・シーキウ市、右:ベトナム・フエ省)

大気汚染セミナー
(インド・デリー準州)

本県環境技術の紹介

「福岡方式廃棄物最終処分場」は、旧来の埋立方式に比べ、埋立地の早期安定化や、周辺水環境・悪臭の改善効果が期待できるなど、すぐれた長所を持ちます。そこで本県では、ベトナムやタイにおける支援の経験・成果を踏まえて、「福岡方式廃棄物最終処分場導入ガイド」を作成しました。

また、本県に拠点を構える企業には、環境問題を克服してきた長年の実績とノウハウが蓄積されており、その環境技術に対してアジア諸地域から高い関心が寄せられていることから、「福岡県環境関連企業技術ガイドブック」を作成しました。

アジア諸地域の環境改善に貢献することを期待し、本県で培われてきた環境技術を現地に紹介するため、これらの資料を関係機関に配布し、県ホームページにて公開しています。

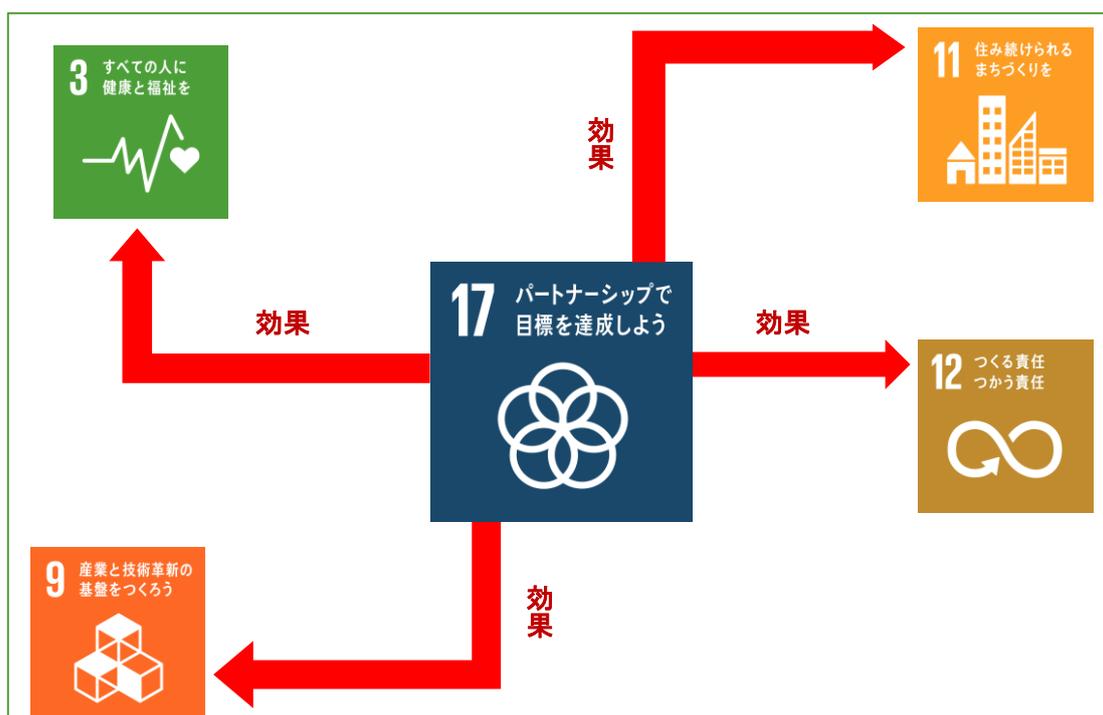


福岡方式導入ガイド
(2020年3月)



福岡県環境関連企業技術ガイドブック
(2021年4月)

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
国際環境協力の推進	国際環境協力の案件数			
	国際環境協力に係る研修参加者数			

6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進（柱6）



目指す姿

- 事業者が環境配慮型商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境に配慮した商品を日常的に使用している経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

現状・課題

- プラスチックごみ削減を県全体で進めていくため、取組に関する方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定し、各主体（事業者、県民、行政）の取組を促しています。
また、プラスチックごみ削減の取組の一つとして、2020（令和2）年度から、それまで実施していたレジ袋削減の取組である「マイバッグキャンペーン」を発展的に見直し、レジ袋も含めたプラスチックごみ削減の取組として「ふくおかプラごみ削減協力店登録制度」、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」に取り組んでいます。

マイバッグキャンペーン参加店舗数の推移

年度	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
参加店舗数	2,103	2,170	2,196	2,494	2,637	2,576	2,744	2,729	2,805	3,152

※令和2年度は、ふくおかプラごみ削減協力店登録店舗数。

- 持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進が重要となっています。

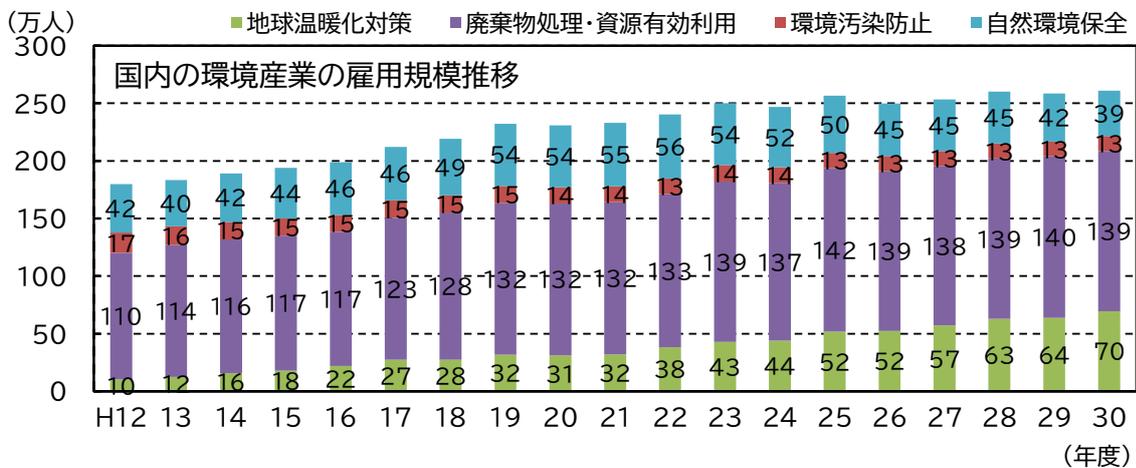
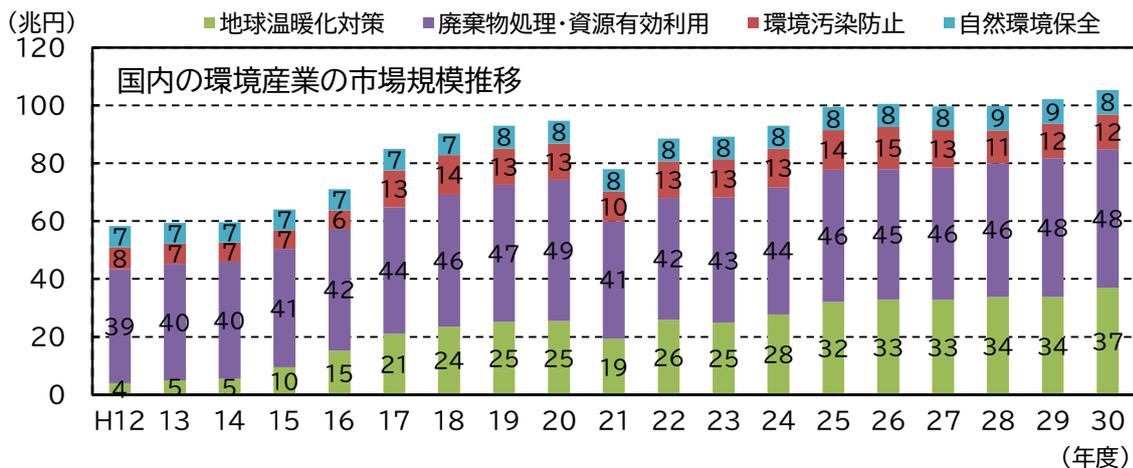
本県では、企業や消費者団体、行政等で構成される「九州グリーン購入ネットワーク」に参画し、グリーン購入の取組拡大を目的としたセミナーの開催、地域のエコ商品の紹介、環境学習への支援や教材開発等の普及啓発活動を行っています。

また、県自ら「福岡県環境物品等調達方針」を作成し、全機関を挙げて環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。調達率100%を目標に掲

げる 19 分類 190 品目については、2019（令和元）年度調達率 99.9%を達成しており、今後も目標達成に向けて取り組んでいきます。

- 環境省の推計（推計期間：2000（平成 12）～2018（平成 30 年）度）によると、国内の環境産業の市場規模及び雇用規模は、いずれも 2018（平成 30）年に過去最大となり、市場規模は 105 兆円、雇用規模は約 260 万人となっています。分野別にみると「地球温暖化対策」分野が継続して成長しており、直近の推計値である 2018（平成 30）年時点では、それぞれ 37 兆円及び 70 万人を占めています。

国内の環境産業の市場規模推移及び雇用規模推移



【出典】環境省：環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書

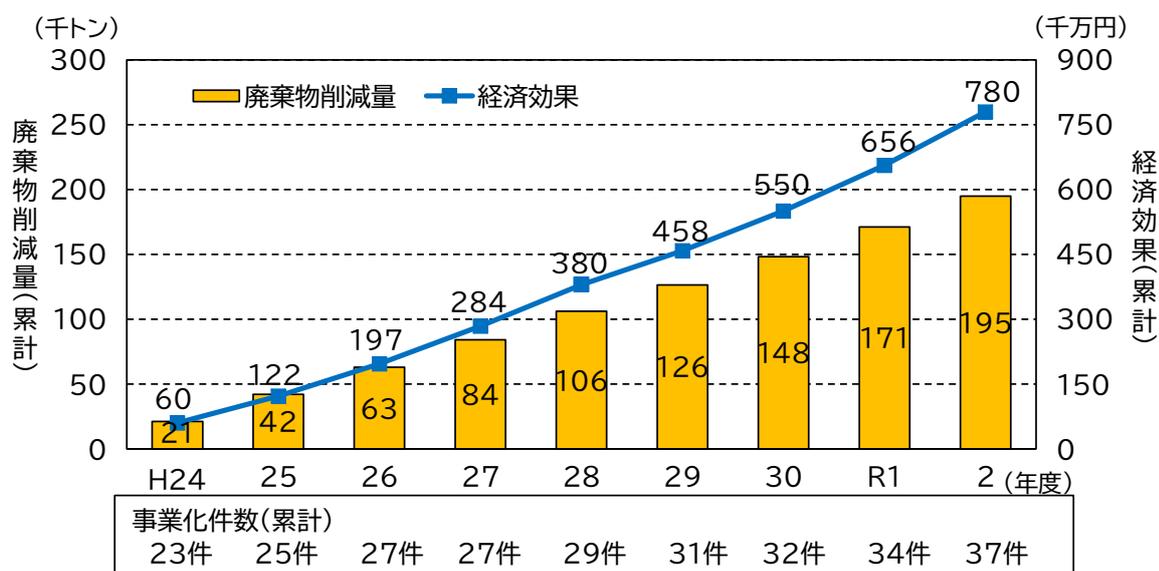
- 本県には、低燃費車をはじめ生産プロセスを効率化する産業用ロボット、家電や鉄道等、様々な機器の電力消費を抑えるパワー半導体等省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業が集積しています。
- さらに、北九州市と大牟田市が国からエコタウン事業の承認を受けており、環境関連産業の集積基盤が整備されています。
北九州エコタウンには、家電や自動車、蛍光管のリサイクル等、様々なリサイクル企業が立地するとともに、アジアをはじめとする国際的な環境技術・ビジネス拠点としての取組が進められています。（2021（令和 3）年 3 月時点で 26 事業が展開）

大牟田エコタウンでは、大牟田リサイクル発電所がサーマルリサイクルを行っているほか、紙おむつやレアメタル等のリサイクル関連産業が立地しています。（2021（令和3）年3月時点で18事業が展開）

	北九州市	大牟田市
承認年月	1997（平成9）年7月	1998（平成10）年7月
場 所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特 色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていること等から、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指している。	有明海沿岸道路や三池鉱の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進している。
事業数 (2021年3月時点)	26	18

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、産学官民によるリサイクル技術や社会システムの事業化を支援しており、図に示すように実用化事業による廃棄物の削減や経済効果が生み出されています。

福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究開発による
廃棄物削減量(累計)及びその経済効果



施策の方向

【経済・社会のグリーン化の推進】

環境配慮型ビジネススタイルの普及

- 「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を策定し、生物多様性を保全するための配慮すべき視点等を明確に示し、本県が実施する公共工事が、より生物多様性に配慮したものとなるよう、取組を進めていきます。

- 調達や製造、運搬、販売、廃棄物処理等事業活動の各段階において、地球環境や物質循環、生物多様性等の視点から環境負荷の低減に取り組む企業を以下の施策により支援します。
 - ・ 電気やガス、自動車燃料使用量の削減等に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、その活動を支援します。
 - ・ 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入に関する普及啓発を進め、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を促進します。
 - ・ 再生資源を原材料とし、一定の基準を満たす製品に対し、県が認定を行う建設資材対象の「福岡県リサイクル製品認定制度」及び生活関連用品対象の「福岡県県産リサイクル製品認定制度」について、その利用を促進していきます。
- 再生可能エネルギーの導入検討に必要となる基本データを提供するシステムを公開し、民間企業等における再生可能エネルギー導入を支援する環境整備を行います。【柱1にも掲載】
- 充電インフラ設置における補助金の案内を行い、自動車の電動化に対応したインフラの導入を促進します。＜実施予定＞【柱1にも掲載】
- 事業所の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や既存建築物の省エネルギー化への支援を行います。＜今後検討予定＞【柱1にも掲載】
- 企業経営者に対して ESG や SDGs に関するセミナー等を実施し、環境に配慮した新たな経営の方向について普及啓発を行います。＜今後検討予定＞

環境配慮型ライフスタイルの普及

- 電気やガス、水道、ガソリン使用量等の削減に取り組む世帯を応援するエコファミリー応援事業やリサイクル施設等の見学を行うこともリサイクル探検隊、こどもエコクラブ等、県民参加型の事業を進めることにより、環境配慮型のライフスタイルの普及啓発を進めます。
- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）について県 HP で情報発信を行い、ZEH を普及促進するとともに、既存住宅の省エネ改修を促進します。＜今後検討予定＞【柱1にも掲載】
- 一定の省エネルギー基準などを満たす長期優良住宅の普及促進や省エネルギー性能に優れた機器等に関する情報提供等、住まいにおける効率的なエネルギー利用の推進に向けた施策に取り組みます。【柱1にも掲載】
- 事業者に対して、プラスチックごみ削減の取組を行っている「ふくおかプラごみ削減協力店」への登録の呼びかけを行うとともに、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、県民への意識啓発を図ります。【柱2にも掲載】

環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積

- エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進します。
【柱1にも掲載】
- 産学官一体となった協議会の開催や風車メンテナンス人材の育成、洋上風力発電の促進区域の早期指定の実現等を通じ、風力発電関連産業の集積及び洋上風力発電の導入を促進します。【柱1にも掲載】
- 北九州市及び大牟田市のエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かした、環境・リサイクル産業の集積を支援します。
- 本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。【柱5にも掲載】
- エネルギー効率が高く、消費電力を抑えることができる有機ELを普及するため、九州大学で開発され世界から注目を集める新たな有機EL材料の実用化支援や県内企業の参入促進に取り組みます。
- 産業廃棄物の減量化や資源の有効活用を図るため、県内事業者のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助し、事業者を支援します。
- 融資制度等により、**県内中小企業における省エネルギー対策**や、県内事業者の環境保全施設・設備の導入を促進します。【柱1、柱4にも掲載】
- 水素エネルギー分野については、燃料電池自動車や家庭用燃料電池の普及を促進するとともに、水素・燃料電池の新たな用途拡大を図ることで関連産業の市場を形成し、県内企業の当分野への参入を進めます。また、再生可能エネルギー由来の水素が利活用される社会の早期実現に向けた取組を推進します。

環境に配慮した農林水産業の振興

- 農業分野においては、農薬の適正使用や減農薬・減化学肥料栽培、バイオマスの活用等環境に配慮した農業を推進するとともに、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入により、農業生産現場におけるエネルギー自給率の向上を図ります。
- 林業分野においては、森林の**有する公益的機能**の持続的な発揮に向けて、健全な森林づくりを推進します。
- 漁業分野においては、**ICT等を活用した効率的な操業を推進**することにより、経営の低コスト化・環境負荷低減を図るとともに、資源管理型漁業等により、生態系に配慮した持続可能な漁業を推進します。

- 農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化を図ります。

税制のグリーン化

- 森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用し、荒廃森林の再生や森林の荒廃の未然防止、県民参加による森林づくり活動等を推進します。
- 産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税を活用し、循環型社会の構築に向けた取組を推進します。
- 不動産取得税の課税免除等により、グリーンアジア国際戦略総合特区において事業を行う企業を支援します。
- 自動車環境対策として、環境負荷の大きな自動車の税率を重くし、一方で環境負荷の小さな自動車の税率を軽くする、自動車税のグリーン化の取組を推進します。

【グリーンイノベーションの推進】

県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進

- 県試験研究機関である保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場及び水産海洋技術センターと事業者等との連携体制を強化し、環境関連技術の実用化を促進し、更なる環境負荷の低減を図ります。

事業者における技術開発の支援

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいては、廃棄物の特性に応じた、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進するとともに、北九州、大牟田のエコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めます。また、企業連携による研究開発を促進するため、企業間のネットワークづくりに取り組みます。【柱2にも一部掲載】
- 地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品の開発支援を進めます。

重点的に推進するプロジェクト

リサイクル技術開発によるグリーンイノベーション

～リサイクルシステムの普及に向けて～

循環型社会の構築に向け、リサイクルシステムを社会に定着させるためには、技術開発と併せて、新たな社会システムづくり（回収体制や販路開拓など）を同時に検討していく必要があります。

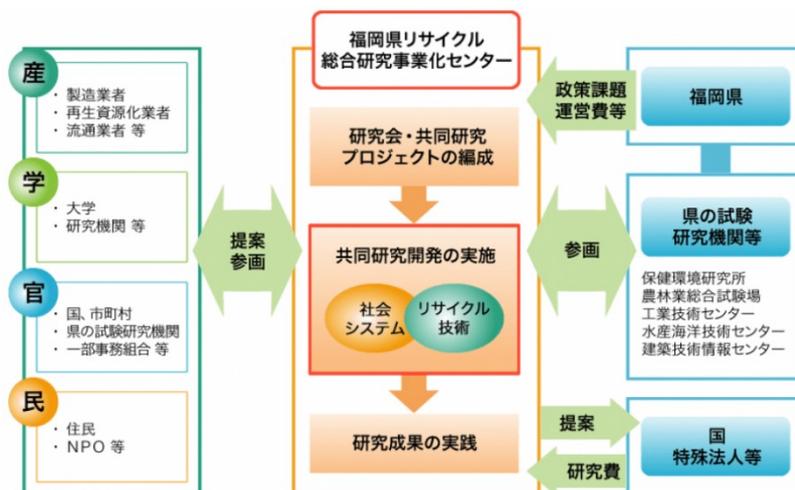
本県では、これらに総合的に取り組むため、平成13年6月に福岡県リサイクル総合研究事業化センターを設立し、産学官民の連携による課題解決に取り組んでいます。

取組の背景

リサイクルシステムを社会に定着させるためには、技術開発だけでなく、分別回収やリサイクル製品の販路の確保等の課題が数多くあります。

これらの課題解決には、廃棄物の特性に応じたりサイクル技術の開発と併せて、効果的な分別収集システム等の社会システムを、産学官民の連携により開発する必要があります。

(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター 共同研究の連携体制



福岡県リサイクル総合研究事業化センター

福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいては、産学官民による共同研究開発の支援や地域展開に向けた事業化支援、展示会出展等による環境・リサイクル情報の発信を行っています。これまでに、廃棄太陽光パネルスマート回収システムの開発（次ページ）など、37件のリサイクル技術等を実用化しました。

また、北九州、大牟田のエコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めるほか、企業



展示会出展

連携による研究開発を促進するため、異業種間交流による産学官民のネットワークづくりに取り組んでいます。

<これまでの成果事例：廃棄太陽光パネルスマート回収システムの開発>

太陽光発電の急速な普及に伴い、今後、廃棄太陽光パネルの排出量の急増が見込まれる中、パネルをリサイクルにつなげていく仕組みづくりが不可欠です。

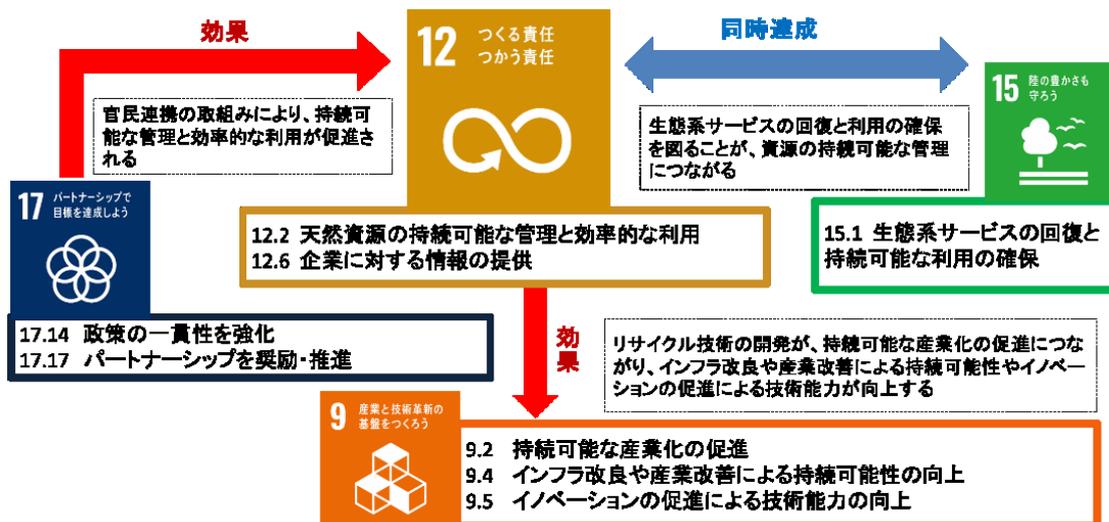
このため、県と（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターは、「廃棄太陽光パネルスマート回収システム」を全国に先駆けて開発しました。

今回開発したシステムでは、排出者や収集運搬業者、リサイクル業者の間で廃棄パネルの量や保管場所などの情報をクラウドで共有でき、点在する廃棄パネルを効率的（スマート）に回収、リサイクルできるようになります。



▲スマート回収システムの概要

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進	福岡県の試験研究機関における環境関連技術の開発件数	累計 121 件 (2026 年度)	累計 79 件 (2020 年度)	年 7 件の増加を目指す。
	リサイクル技術の実用化件数	累計 49 件 (2026 年度)	累計 37 件 (2020 年度)	年 2 件の増加を目指す。
	関係計画からの引用で設定			

7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（柱7）



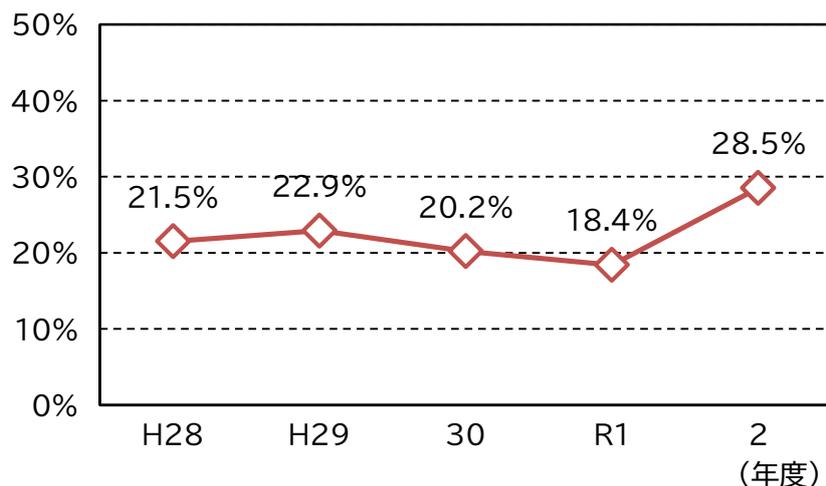
目指す姿

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育・環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。
- ニーズに応じた環境関連情報が行き渡り、各主体が積極的に地域課題解決に向け連携している社会。
- 経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、豊かな環境を持続的に利用できている社会

現状・課題

- 地域づくり・人づくりは、脱炭素社会への移行、循環型社会の推進、自然共生社会の推進等環境に関する様々な課題を解決し、持続可能な社会を実現していくための分野横断的な施策です。
- 持続可能な社会を実現するためには、環境教育を通じて、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりとそれらの行動を地域に根差したものにしていく地域づくりが必要です。
- 環境問題は社会や経済と密接なつながりを持っており、環境教育や環境保全活動に、社会や経済との関わりを盛り込むことが必要です。
- 教育基本法では、教育の目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を規定しており、環境教育の推進は大変重要です。
- 「持続可能な開発のための教育」（ESD）の推進は、2015（平成27）年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）においても、「質の高い教育をみんなに」というゴールのターゲットの一つとして設定されています。
- 2012（平成24）年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、環境教育に関する施策との有機的な連携を図る配慮が求められています。
- 国及び本県では、「環境の日」（6月5日）がある6月を「環境月間」としています。環境月間に合わせて啓発活動を実施し、環境保全の意識啓発を図っています。

環境月間の認知度



- 効果的な地域づくり・人づくりを進めるためには、県民、NPO、事業者、行政等がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが望まれます。

環境講座・環境イベント等の開催数(本県及び県内市町村主催)

年度	H30	R1	R2
環境講座・環境イベント等の開催数(件)	2,287	2,070	1,043

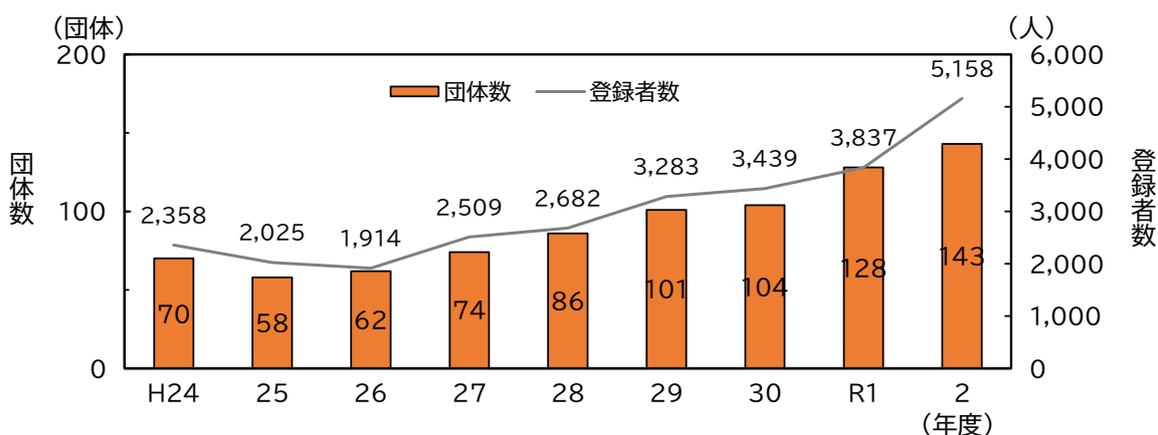
- 国の環境基本計画で示された「地域循環共生圏」は、地域ごとに様々な資源を循環させるとともに、必要に応じて他の地域とつながり、支え合うことで、持続可能な地域づくりを目指す考え方です。
本県においても、地域循環共生圏構築に向けた取組が進んでいます。

本県における地域循環共生圏構築に向けた取組の例

みやまスマートエネルギー	エネルギーの地産地消による地域経済の活性化、地域雇用の創出等を目的として、民間企業との合同出資により「みやまスマートエネルギー(株)」を設立し、自治体主導の地域新電力では日本で初めて家庭向けの電力小売りサービスを提供しています。
福岡県南筑後地域におけるプラスチックのリサイクル	南筑後地域(筑后市、八女市、柳川市、大川市、みやま市、大木町、広川町)では、焼却ごみを大幅に削減するため、焼却ごみの容積の半分を占め、焼却時の温室効果ガス排出量が大きいプラスチックの分別・リサイクルに取り組んでいます。 容器包装プラスチックは、選別・ベール化して容包装リサイクル協会に引き渡すほか、それ以外のプラスチックは再生油に戻して地域のボイラー燃料として利用しています。
宗像国際環境会議実行委員会の「海の鎮守の森」の再生	2017(平成29)年7月に「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」がユネスコ世界文化遺産に登録されたことを契機に、豊かな海の象徴である「海の鎮守の森」の再生のため、企業等と連携し、継続的な環境改善プログラムの実施や事業の継続的活動を進めていくための資金獲得の仕組みづくりに取り組んでいます。

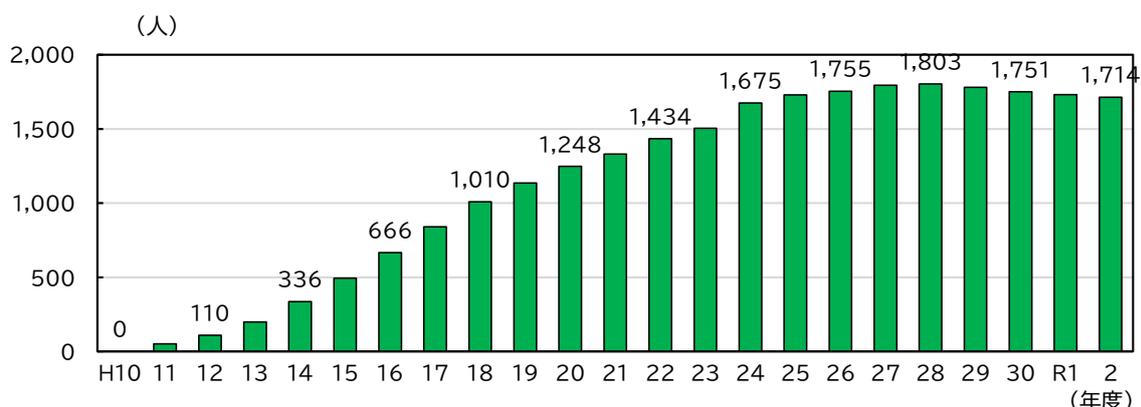
- 県民、事業者及び行政が一体となって本県の望ましい環境を創出し、地域における環境の取組を通じて地球環境の保全に貢献するため、福岡県環境県民会議を設置しています。
- 2013（平成 25）年度から、本県の各保健福祉環境事務所が、管内の市町村や地域の地球温暖化防止活動推進員、NPO 等と連携して地域環境協議会を設置し、地域の特性に合わせた環境保全事業を行っています。
- 2020（令和 2）年度は、県内で 143 クラブ、5,158 名の子どもたちが、こどもエコクラブに登録し、自主的な環境保全活動を行っています。登録者数は近年増加傾向にあります。

県内こどもエコクラブ団体数及び登録者数の推移



- 本県では、事業者、県民、NPO 等が主体的に地域の課題解決に参加する機運を高めていくため、NPO 等の活動基盤強化、NPO 等と事業者・行政との協働の推進に取り組んでいます。
- 本県における NPO 法人数は、2021（令和 3）年 3 月末現在で、1,714 法人であり、多様な社会貢献活動を行っています。

県内 NPO 法人数の推移(2020 年度末)



施策の方向

【地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進】

県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援

- 県及び市町村は、地域における取組が継続したものとなるよう、地域で活動する様々な団体との連携に努め、新たな担い手の育成、地域の魅力向上等に向けた地域の活力を強化します。
- 農山村民泊や農業を体験する「朝倉グリーンツーリズム」、筑後地域の豊かな自然、文化、歴史等を学ぶ「ちくご子どもキャンパス」等に取り組み、地域住民やNPO、地域づくり団体、大学、事業者等が連携した魅力ある地域づくり・人づくりを推進します。
- 県が管理する海岸及び河川について、愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。【柱2、柱4にも掲載】

各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

- 持続可能で、暮らしやすい地域を形成するため、家庭や学校・地域、職場等あらゆる場所で、あらゆる主体がいつでも環境教育・環境学習、環境保全活動に取り組めるよう、情報・ツール・人材・機会等の提供に努めます。
- NPOや事業者、行政等様々な立場の主体が情報交換を行い、相互の理解を深めるとともに、マッチングの場を設けることで、協働を促進します。
- 災害に伴い発生する災害廃棄物について、迅速かつ適切な処理を可能にするため、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。【柱2にも掲載】
- 希少野生生物や外来種等の情報や環境保護団体の活動状況等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めていきます。【柱3にも掲載】

持続可能な地域づくりの推進

- 脱炭素、循環、自然共生の統合的アプローチに基づき、地域の循環資源を中心に、再生可能資源、ストック資源の活用、森・里・川・海が生み出す自然的なつながり、資源循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく地域循環共生圏の考え方を踏まえ、それぞれの地域の特性を活かした持続可能な地域づくりを推進します。
- 森林の有する水源のかん養や二酸化炭素の吸収といった公益的機能の持続的発揮を図るため、間伐等の森林整備を推進するとともに、県民参加による森林づくり活動への支援や林業の担い手の育成を図ります。【柱1にも掲載】

環境に関する観光ブランドの推進

- 豊かな自然に恵まれ、環境問題に長年の経験と技術を持つ、北九州市や大牟田市と連携して、環境に焦点を当てた観光ブランドの推進に取り組みます。

【環境を考へて行動する人づくりの推進】

「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

- 「一人一人が世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」である ESD の視点を取り入れ、環境と社会や経済との関わりを盛り込んだ環境教育を推進していきます。
- 地域における高齢化・過疎化等の様々な課題を意識しながら、ごみ問題や身近な自然の保全等について、NPO 等や事業者、行政等の既存の活動を活かし、各主体の課題解決と持続可能な社会づくりのための取組を推進します。
- 環境に配慮した生活・事業活動を浸透させるため、学校や地域、職場等における環境教育・環境学習を推進し、ライフスタイル・事業活動の転換を促進します。
- 小中学校等の学校現場や社会教育現場において、自主的に学習が可能なワークブックや環境教育副読本を活用する等、身近な環境との関わりや、環境に関する現代社会の諸課題について学習する機会を充実します。また、地球温暖化等の環境問題の環境教育に成果を上げている学校を表彰する等、各校における環境教育の推進を図ります。＜実施予定＞【柱Ⅰにも一部掲載】
- 県内の社会教育施設において、関係団体と連携し、環境保全や環境再生、環境ボランティア養成等様々な研修の機会を提供することにより、社会教育の場における環境教育の充実に努めます。

人づくりを支える拠点・場の整備

- 福岡県環境県民会議の活用等により、県民、事業者及び行政が一体となって地域における環境の取組を広げ、豊かな環境の保全・創出に貢献していきます。
- こどもエコクラブ事業や青少年アンビシャス運動を通じて、子どもたちが地域の中で自主的に取り組む環境学習・保全活動や自然体験活動を広げていきます。
- 九州自然歩道の整備等、県民が自然と触れ合える環境づくりを行い、自然観察会等による活用を促す等して、県民の生物多様性への関心と理解を深める機会の創出に努めます。

人づくりを支える人材・機会等の提供

- 「ふくおか環境マイスター」「地球温暖化防止活動推進員」「3Rの達人」の派遣等、環境教育に係る人材を派遣する制度を活用し、地域や学校における環境教育の推進を図ります。【柱Ⅰにも一部掲載】

- 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すため、省エネに取り組む家庭や事業所を支援する「エコファミリー応援事業」、「エコ事業所応援事業」等の施策に取り組みます。
- **フードバンク活動の普及促進、福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）の登録促進**や「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」等、ごみの減量化に向けた普及啓発活動を進めていきます。**【柱2にも掲載】**
- 生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布や児童生徒への環境教育等、水辺環境保全への意識を高めるための取組を推進します。**【柱4にも掲載】**

重点的に推進するプロジェクト

資源を活かして地域をつくる

～環境に関する様々な体験活動～

※「地域づくり」に資する体験活動があることについてとりまとめ、紹介します。

朝倉グリーンツーリズム

本県では、市町村域を超えた広域的な観点から、観光や文化、教育など地域の特性を踏まえた「広域連携プロジェクト」を展開しています。

その一つ、朝倉地域では、里地里山の豊かな自然を活用し、農産物の収穫体験などの体験プログラムを整備することで、県内外からの体験型教育旅行の受入れに取り組んでいます。

このプログラムによって、受入れる地域では、多くの方々との交流が期待できる他、参加者は農業体験等により地域の自然、環境を頭だけでなく体全体で知ることができます。



また、コロナ禍でも災害学習を組み込んだプログラムの企画や外国語を母国語とする生徒とコミュニケーションをとるためのやさしい日本語講座の開催など新たなニーズに対応するための取組を行っています。



ちくご子どもキャンパス

筑後地域では、自然豊かな環境を学びの場として、NPO法人などの地域づくり団体や大学等が企画・運営する体験型学習プログラム「ちくご子どもキャンパス」のチラシ製作・配布を行っています。

プログラムでは、川で見つけた魚を記録し、指標生物表と照合しながら、川の水質について学んだり、田植えから稲刈り、しめ縄づくりを通して農業を体験したりします。また、コロナ禍でもオンラインで行われる昆虫講座など新たな体験プログラムの取組を行っています。

ちくご 思い出が一生の教科書になる
子どもキャンパス



(ホームページ QR コード)



この活動を通じて、子どもたちが地元に着愛を持ってもらうこと、自然豊かな環境とともに大きく成長することが期待されます。

ふくおか農林漁業応援団づくり

農林水産業への県民の理解促進を図るため、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、県産農林水産物を積極的に購入する「地産地消応援ファミリー」への登録を推進しています。また、飲食店では「地産地消応援の店」、企業や団体では「応援団体」への加入を働きかけることで、「農林漁業応援団」づくりを進めています。

これらの取組により、「応援ファミリー」は、2021（令和3）年3月末現在で47,035世帯、「応援の店」は1,659店、「応援団体」は575団体に拡大しました。

「応援ファミリー」を対象とした農林漁業体験ツアーを実施するほか、2020（令和2）年度はオンラインを併用した体験活動を行うことにより、コロナ禍での交流を継続して実施し、県民と生産者の交流を通じて農林水産業への理解促進を図っています。



さつまいもの収穫体験の様子



「ふくおか農林漁業の応援団」ホームページはこちら↑
URL:<https://f-ouen.com/ouen/family/>



「いただきます！福岡のおいしい幸せ」ホームページ

社会教育施設における取組

社会教育施設では、環境問題に対する意識の向上と実践力を育むことや、環境ボランティア活動を推進できる人材の育成を図る様々な活動を実施しています。



英彦山青年の家
QRコード

福岡県立英彦山青年の家では、九州北部豪雨災害の現状や復興の厳しさ、ボランティアの大切さについて講話を聴いた後、被災農園に流れ込んだ土砂を運びだし再起できるように整備する災害ボランティア活動を行い、主体的に取り組む態度の育成につなげています。



《災害ボランティア体験をする受講生》

また、県立少年自然の家「玄海の家」では、ボランティアマインドの育成とともに、環境問題に対する意識の向上と実践力を育むことをねらいとした事業「タイミング」を実施しています。



少年自然の家
「玄海の家」
QRコード

海浜清掃ボランティア活動や海岸漂着物アートを作成し、海の環境問題についての情報発信などをおして、海岸周辺を取り巻く環境問題について参加者の理解を深めています。



《漂着物アートを作成する参加者》

重点的に推進するプロジェクト

環境を考えて行動する人をつくる ～持続可能な社会を実現するために～

各柱のそれぞれに「人づくり」に資する普及啓発があることについてとりまとめ、紹介します。

地球温暖化防止活動推進員

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域に密着した地球温暖化対策の普及啓発を行うため、2005（平成17）年度より、各市町村長から推薦された者に福岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱しています。



推進員は、お祭りなどの地域のイベントで、クイズや実験を交えながら省エネ・節電を呼びかけたり、幼稚園や小学校へ講師として出向き、環境に関する講座を行ったりしています。

今後も、地球温暖化対策の普及・啓発のため、推進員の人材育成に努めます。

※参考 p.● 家庭における取組

3Rの達人

循環型社会を実現するためには、個人や団体がそれぞれの立場で自主的にごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践していくことが必要です。

本県では、3Rに関する県民の意識の高揚、3R活動の活性化を図るため、知識と経験を有する個人やNPO法人を「3Rの達人」として登録し、地域や職場、学校等で開催される学習会等に講師として派遣しています。

※参考 p.● 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進



小学校での3R教室の様子



3Rの達人 HP

生物多様性プラットフォーム

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心と呼び理解を深めることが重要です。

県レッドデータブック掲載の希少野生生物や侵略的外来種の情報、環境保全団体の活動状況を紹介するなど、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を構築し、生物多様性保全のための情報を効果的に発信・啓発しています。

今後、随時情報の更新を行い、多くの方々に利用してもらい、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めていきます。

※参考 p.● 生物多様性プラットフォームを活用した啓発

詳細情報HPの画像、リンク先アドレス(QRコード)等を掲載予定

(2022(令和4)年2月HP開設予定)

保健・環境フェア

保健環境研究所では、毎年6月の環境月間のイベントの一つとして、「保健・環境フェア」を開催しています。保健・環境フェアは保健衛生や環境保全に関する実験・工作、クイズ大会などを通して、健康や環境の大切さを理解することができる体験型イベントです。例年、近隣の小中学生やその家族を中心に、多くの参加者が研究所を訪れ、様々な体験活動を行います（令和元年度は約500名が参加）。



現代はネット等を使って様々な情報にアクセスできる反面、実体験の場が少なくなっており、このようなイベントは貴重な体験の場となっています。

※参考 p.● 大気汚染防止対策、水質保全対策



保健・環境フェア
の動画はコチラ！
(ふくおかインター
ネットTV)

国際分野での人材育成の取組

2006（平成18）年度から、「福岡県国際環境人材育成研修」として、協定締結地域を中心にアジア諸地域の環境施策の中核を担う行政官を招き、研修を行っています。2020（令和2）年度までに231人の研修員が参加しており、大気汚染や廃棄物処理など、現地で必要とされる分野について、制度の紹介や視察等を行っています。

また、訪日研修以外の取組として、ベトナム・フエ省における福岡方式廃棄物最終処分場の整備に伴う施工や維持管理に関するオンライン研修や、専門家を派遣してのバンコク都内の小学校教員に対する環境教育研修会の開催等、アジア諸地域からの要請に基づき、人づくりに関する様々な支援を行っています。

※参考 p.● アジア諸地域との環境協力の推進



福岡県国際環境人材育成研修
（訪日研修）



福岡方式廃棄物処分場の施工
や維持管理の研修
（ベトナム：フエ省）



環境教育に係る小学校教員へ
の研修
（タイ：バンコク都）

みやまスマートエネルギー

活動の状況(写真)、取組みの実績
(表、グラフ)、詳細情報HPの画像、
リンク先アドレス(QRコード)等

活動の状況(写真)、取組み
の実績(表、グラフ)、活動の
ロゴマーク等

指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	こどもエコクラブ登録団体数			
	環境講座・環境イベント等の開催数			
	関係計画からの引用で設定			

第4章 推進体制・進行管理

1 推進体制

福岡県における総合的な計画推進

P D C A サイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」（会長：副知事、委員：各部長及び教育長）を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い、計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。

県民や事業者、行政等、各主体との連携による計画推進

県民団体や事業者団体、行政が参加する「福岡県環境県民会議」を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・行政が一体となって計画の推進を図ります。

地域連携による計画推進

本県の各保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域が一体となって計画の推進を図ります。

また、県内の市町村等と連携した取組、本環境総合ビジョンや環境に関する情報発信、コミュニケーションを積極的に実施し、地域における計画の推進を図ります。

広域連携による計画推進

大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策等、県境や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県や熊本県、大分県をはじめとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い、計画の推進を図ります。

2 進行管理

進捗状況の点検及び公表

指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、更に環境に関する県民意識調査を実施する等により点検を行い、計画の進捗状況について取りまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により報告します。

環境の状況変化に応じた計画の見直し等

環境の状況変化、国内外の環境施策の動向や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

環境総合ビジョン指標一覧

(確定後、一覧表を掲載)

参考資料

- 1 福岡県環境総合ビジョンとSDGsとの関連
- 2 計画の策定経過
- 3 福岡県環境計画審議会委員等名簿
- 4 第四次福岡県環境総合基本計画の進捗報告